

博士論文

キャッシュレス決済システム

-信用論からの考察-

2022年1月

滋賀大学大学院経済学研究科

経済経営リスク専攻

氏 名 李 曉黎

指導教員 田中 英明

指導教員 吉田 裕司

指導教員 黒石 晋

目次

第1章 銀行信用の展開	4
はじめに	4
1 商業信用から銀行信用	4
1.1 商業信用の限界性	5
1.2 個別銀行の限界性	8
1.3 銀行の信用創造と社会的再生産	9
1.4 商業流通と一般的流通の区別	13
1.5 銀行券と預金の関係	16
2 銀行間の組織化について	18
2.1 銀行間組織化と「銀行の銀行」	18
2.2 銀行間組織化の意義	21
終わりに	23
第2章 中央銀行券	24
はじめに	24
1 中央銀行の形成	24
1.1 銀行間組織と共同機関の発券	25
1.2 市場機構による救済の限界	27
1.3 政府の介入と法貨制度	28
1.4 小結	31
2 不換中央銀行券について	32
2.1 兌換停止	32
2.2 不換中央銀行券の債務性	33
終わりに	35
第3章 キャッシュレス決済について	36
はじめに	36
1 決済手段としての銀行信用	36
2 電子決済とは	39
2.1 電子決済の分類方法	41
2.2 電子決済手段の流通と普及	45

終わりに.....	47
第4章 Ali-Pay について	48
はじめに.....	48
1 Ali-Pay とは	48
1. 1 Ali-Pay の誕生	48
1. 2 Ali-Pay の普及	51
2 Ali-Pay の普及に伴う安全性の問題.....	53
2. 1 Ali-Pay の安全性.....	54
2. 2 人民銀行の規制.....	56
2. 3 規制に対する Ali-Pay の動向	58
3 Ali-Pay と銀行	59
3. 1 決済サービスの提供.....	60
3. 2 消費者金融.....	61
終わりに.....	62
第5章 人民銀行の DC/EP について.....	63
はじめに.....	63
1 DC/EP とは	63
1. 1 中央銀行券の電子化——CBDC	63
1. 2 DC/EP の発行と流通.....	64
2 DC/EP 導入の目的	66
2. 1 決済利便性の向上.....	67
2. 2 金融非仲介化のリスク	67
3 DC/EP の普及と影響	70
終わりに.....	71

第1章 銀行信用の展開

はじめに

近年、中国の決済市場における Ali-Pay などの新型決済ツールの普及により、国民の日常経済生活が大幅に変化している。特に個人モバイル端末を利用している様々な新型決済ツールの登場は、国民の個人決済、特に小額決済に新たな決済方式を提供している。その技術の進歩による変革は今までの銀行システムにどのような影響を与えているのか。そして、将来どのようなかたちに進化するのか。

しかし、この2つの疑問に答えるために Ali-Pay 等の新型決済ツールの分析を行うにあたっては、まず現在の銀行決済システムがどのように構成されているかを理解しなければならない。銀行券決済システムでは、銀行の信用（債務）が決済手段として用いられている。本章では、銀行信用の展開と発展の理論を巡り、銀行決済システムについての分析を行う。

1 商業信用から銀行信用

マルクスは『資本論』第三巻において、従来の通貨学派と異なって、「本来の信用貨幣すなわち銀行券」の流通を、金属貨幣や国家紙幣などの貨幣流通ではなく、「生産者や商人どうしのあいだの相互前貸」の流通用具である手形の流通にもとづいているとしている¹。この商業信用から銀行信用へという展開を、手形から銀行券へという信用貨幣の発展というよりも、「信用創造の展開機構」として示したのは山口重克である²。

山口は、信用創造を大内力らの主張する「準備金を超えて発行された銀行券によって与えられる信用部分」³のような「準備を超えている」といった「形式的な点」にではなく、その本質を「将来の資金形成を先取りして現在の資金を創出している」という「実質的な機能」と理解している⁴。そして、信用創造という機能が、銀行に特有なものではなく、商業信用の段階で既に存在することを明確にし、「商業信用における信用創造の制約性を解

¹ Marx [1894]S. 412、訳第7分冊 151 頁参照。

² 山口 [1984] 46 頁参照。

³ 大内 [1978] 326 頁。

⁴ 山口 [1984] 45 頁参照。

除するものとして」⁵、銀行という信用機構の登場を説く。

こうした「信用創造の機構の段階的、階層的な発展を明らかにする場」⁶において、購買・決済手段としての信用の諸形態の発展は、将来の資金形成の先取りとしての「債務の購買力化」の段階的・階層的な発展とその限界から明らかにされる⁷。そこで、金貨幣による「現金」という機能を、銀行の債務によって代替し、さらに新たな決済ツールで代替しようとする二つの「キャッシュレス化」の歴史的・理論的な意義を理解するためには、銀行という信用機構の高度な発達を、信用創造機構の段階的発展とその限界性という観点から整理しておかなければならない。

1. 1 商業信用の限界性

山口は、貨幣資本の遊休を条件に手形という債務が購買力化することを示すため、手形の転々流通を前提とすることなく、2つの資本間における約束手形による商品の販売という舞台上、買手・売手の受信・与信動機を展開の動力に商業信用を説いている。そこでは、再生産にたずさわる諸資本相互の間での「遊休貨幣資本の事実上の転用」や「貨幣の事実上の融通」の実現が明らかにされている⁸。

しかし、商業信用の成立には限界がある。第1に、商品信用の展開は「再生産過程が使用価値的な直接的関連をもっている資本」の間に制限される。第2に、その関連性がある資本の間でも、「量、時期、期間」等の「流動過程の個別的諸事情」が一致しない場合、商品信用は成立できない。第3に、受信側の将来の貨幣還流を与信側が個別的に信用しなければならないという信用力の問題がある。与信先の選別のために必要な調査費用と、不渡りの場合に「手形債権を取立てるための諸活動とそのための諸費用支出」が必要となり、商業信用の成立を「部分的、散発的關係」にとどめることになる。将来の貨幣還流と貨幣支払の不確定性に対処するための費用と貨幣資本の準備という新たな負担と、信用の授受による利益との個々の資本による比較計量を経なければならないのである。労働者が賃金として、あるいは消費財生産部門の資本が労働者への販売において、手形を受け取ることができないのも、この「信用にともなう諸費用」の問題にかかわっている⁹。

⁵ 同上 46 頁。

⁶ 田中 [2017] 252 頁。

⁷ 竹内 [1997] 89 頁参照。

⁸ 山口 [1984] 104-111 頁参照。山口 [2000] は、二資本間の信用売買を「商業信用の本来のすがたではない」とする日高や大内の批判に対して、「商業信用は商品の売手と買手との間の信用関係」であるから二者間の考察で「基本的性質はほぼ明らかになる」としている (44-47 頁参照)。

⁹ 山口 [1984] 109-120 頁参照。

山口はまず、紡績業者、織物業者と綿花栽培業者といった使用価値的な直接的関連にある三者間に商業信用の連鎖が形成されることを論じる。例えば取引の中間にある紡績業者は自身の受信動機がなくても、織物業者の強い受信需要と綿花栽培業者の強い与信需要によって、綿花栽培業者から信用を受けてでも織物業者に信用を与え、「直接には関係し合えない」両者の媒介によって利得しうる場合が生じうる。だが、こうした信用連鎖もやはり上述の限界に制約され、その成立は散発的、偶然的である¹⁰。

そこで山口においてはこの商業信用の限界性の打開も、二者間の手形による売買を実現させるために、商品の買手が振り出した約束手形を自己の支払約束で割り引き、売手がそれを受け取るという形で買手の信用を代位する「外的資本」が要請されることと説かれている¹¹。この「外的資本」は、「個々の資本にとって恒常的、全面的に利用しうる機構」であるために、「貨幣資本の遊休、還流、信用にともなう諸費用等」の個別的な制約のない与信者として「生産過程そのものの外部にある特殊な資本」であることが求められる。また与信側である売手にとっても、与信動機が恒常的に満たされるためには、受信需要と支払能力において生産過程による個別的な制約から自由な受信者が求められるが、生産過程の外部に一方向的に信用を受けるだけの資本は存在しえず、「一方で与信を行いながら他方で信用を受ける特殊な資本」でなければならない¹²。

こうした「外的資本」の条件を探るうえで山口は商業資本の特殊性に着目している。産業資本 A と B の間で商業信用が成立できない場合に、A が商業資本に自分の商品を信用で売って得たこの商業資本の手形に裏書きするなり、自分の手形をこの商業資本の振出手形と交換してもらうなどして、商業資本の支払保証によって B から商品を購入しうるならば、信用による取引が成立不能だった A と B 両者間に商業資本が介在し、「信用代位」として機能することになる¹³。

山口は、産業資本が受信する場合に複数の資本が支払保証をしていることによって「単名手形より複名手形の方が受信力は大きい」と同様に、「多数の産業資本にたいして信用による商品の販売活動を行なっている商業資本」は「多数の産業資本にたいする債権の貨幣としての還流によって保証されている」ために、単一の産業資本よりも受信力が大きい

¹⁰ 山口 [1984] 106-107 頁参照。

¹¹ こうした舞台設定は、一見すると融通手形の振出しのようでもあるが、田中 [2017] (253 頁—254 頁) も指摘しているように、二者間で利点があるものとして商業信用を説いた以上、銀行信用の端緒も売買の二者と銀行との関係として描くことが適当であろう。

¹² 山口 [1984] 113-115 頁参照。

¹³ 山口 [1985] 224-225 頁参照。

とする。また、商業資本は「産業資本の個別的諸事情が集中されて」、「受信の量的条件を産業資本よりも自由に与信資本の必要としている条件に適応させうる余地も大きい」上に、情報収集の費用についても、「商業資本の一般的な商品販売活動および広汎な与信活動において収集される情報が利用できる」ために産業資本自身による与信と比べて大幅に節約することができる¹⁴と指摘している。

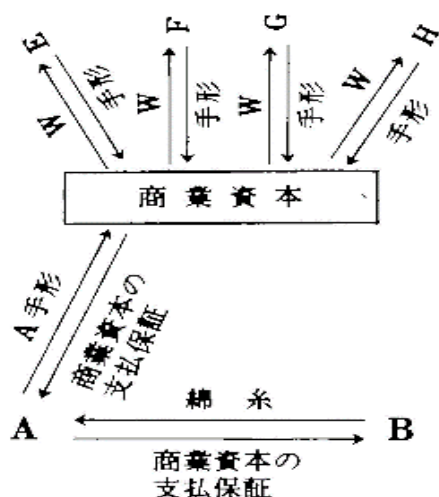


図 1-1 : 山口 [1985] 225 頁より。

こうした山口の考察に対して、産業資本 B が商業資本の手形に対して商品を売るところから検討しておこう。与信者としての産業資本が手形を決済手段として受け入れる理由は 2 つある。すでにこの商業資本との間に商品売買等の直接的な取引関係がある場合には、その取引関係を通じて得た情報に基づきその支払能力を判断することになる。それに対して、直接的な取引関係がない場合、産業資本自身による情報収集には費用的にも限界があるため、ある種の〈知名度〉に依存することになる。その〈知名度〉は 1 つには、その商業資本がどのような「産業資本にたいする債権」をどれだけ集積しているかによることになろう。そしてもう 1 つは、自分の取引相手が、その商業資本の手形を決済手段として受け入れるかどうかである。

このように〈知名度〉の構築が、多数の資本との信用取引に依拠している点で、商業資本は産業資本より優位性をもつ。また、「信用代位」業務だけに特化し専門的な与信活動を行う資本となることは、ますますこの〈知名度〉を上げていくことになる。ただし、こう

¹⁴ 山口 [1985] 224-226 頁参照。

した信用取引の範囲—その地域や産業部門—も、またそうした情報を容易に知りうる範囲にも個別的な限界がある。

1. 2 個別銀行の限界性

このように、山口は「広汎にそして恒常的に信用の与え手として活動する外的資本」¹⁵による信用代位の機構として銀行資本の成立を説いた。その際貨幣で直接与信すると、銀行が一般的利潤率を維持することが「受信によって調達しえた貨幣資本に一般的利潤以上の利潤を分与」することを意味し受信のメリットを失わせることから、信用関係が「恒常的、一般的な関係」として成立するためには約束手形等の自己の債務証書による与信活動が求められる¹⁶。

ただし、双方の求める時期、期限等のズレによる限界を打開するため、銀行が割引によって取得する債権よりも短い期間の手形を振り出すならば、「一時的に銀行の債務支払額と債権請求額とのバランスが崩れる」¹⁷ことになって相応の支払準備が必要となり、銀行の与信能力は一時的に低下してしまう。このとき、山口が想定しているような、銀行手形が「満期のあとはいわば一覧払いの銀行手形」のようなものとして「そのまま流通を続ける」という事態¹⁸、すなわち、銀行手形を受け取った側が、貨幣を請求しても遊休化する部分についてそのまま保有することで「貨幣の保管等に要する費用を節約」¹⁹するとともに、支払の際に裏書きによって転用するという事態が生じるならば、結果的に銀行手形の保有という形での銀行への与信が実質的に長期化することで期限のズレが解消され、それだけ「銀行の債務請求額と債権請求額とのバランスは保たれること」²⁰になる。

もっとも、田中英明が指摘しているように満期を過ぎた手形の流通は、裏書人等の遡及請求の可能性がある連帯債務者にとっては決済が完了しないことになるので、手形には法や慣行によって「合理的な呈示期間」²¹が定められており、こうした事態は「自然発生的な事態」ではない。「債務者たる銀行が支払請求の延期を認めるだけでなく、満期後の裏書人等免責ないし裏書きなしの譲渡を明示的に求め、それが社会的に認められるといった制度

¹⁵ 山口 [1984] 116 頁。

¹⁶ 同上 117-118 頁参照。

¹⁷ 田中 [2017] 262 頁。

¹⁸ 山口 [2000] 135-136 頁参照。

¹⁹ 田中 [2017] 262 頁。

²⁰ 同上 262 頁。

²¹ 同上 263 頁、247-248 頁も参照。

的な整備や慣行の成立が前提となっている」²²とみるべきであろう。したがって、銀行手形の「形式」を「単位金額ないし整数金額を表示する一覧払のもの」に「整備」した銀行券での割引は²³、銀行の債務の保有という「与信」に、「流通主体のもとに引上げられて待機する貨幣の機能」²⁴である準備手段と決済手段という機能の提供を受けるというサービスの享受という意味を意図的・意識的に付与したものである。

こうして「一方の手で信用を与え、他方の手で信用を受ける」²⁵銀行の支払能力は、広汎な与信活動そのものを根拠としている。ただ、「与信の集積によって全体として不渡率が縮小」²⁶するといった山口の説明では、「相対的な意味で大きな信用力」の根拠にとどまり²⁷、一般的・恒常的な信用創造の機構の成立の根拠という意味では不十分ではないか。山口も、信用機構の重層的構造の形成を論じる際には、個別資本としての銀行は「社会的に完結した再生産過程を直接に担当している個々の資本の総体にたいして部分的、特殊的に信用取引関係を結んでいるにすぎない」という「地域的、産業部門的特殊性」を出発点としていた²⁸。銀行の「支払保証が信用されて流通している範囲の外部から商品を購入する場合」²⁹には、銀行の債務は支払を請求されてしまう。そのため「他方の手で信用を受ける」という面は失われ、銀行の与信活動は個別的な「準備金による支払保証」に依存し、その投下費用は受信メリットの一般性を損なうことになる。

銀行資本が成立しても、個別の銀行のレベルでは、本拠とする所在地や産業部門に制約された流通範囲の外部との取引において銀行の債務が購買・決済手段として利用できない状況を、一般的・恒常的な信用創造機構としての限界として明確に位置づける必要がある。

1. 3 銀行の信用創造と社会的再生産

山口は、銀行信用が商業信用に比して「より社会的な信用関係」でありうることについて、「銀行における遊休貨幣の滞留が個々の産業資本の個別的事情のいわば平均化されたもの」であるかぎり「より社会的、客観的根拠をもったものだから」とする説明も与え

²² 同上 263 頁。

²³ 山口 [1984] 125 頁参照。

²⁴ 同上 122 頁。

²⁵ 山口 [1985] 227 頁。

²⁶ 山口 [1984] 118 頁。

²⁷ 田中 [2017] は、「単なる多数の集中による平準化という論理だけでは、個別的諸事情に制約される産業資本よりも相対的な意味で大きな信用力を示すことはできても、直ちに恒常的・全面的な信用創造の機構たりうる根拠を明らかにしたとはいえない」(256 頁)と山口を批判している。

²⁸ 山口 [1984] 127 頁参照。

²⁹ 同上 127 頁。

ている³⁰。しかし個別銀行のレベルでは、こうした「平均化」はやはり相対的な信用力の大きさにとどまり、一般的・恒常的な信用創造機構の根拠を示すには至っていない。だが続く部分では、「近代的な銀行」は先資本制的な貸付業務と「預金ないし債務の一定期間の滞留」という事実とその技術的基礎をおく点では共通でも、「社会的再生産過程が産業資本によって相互に内面的な関連をもった一つの総体として編成されてくる」ことによって、「社会的再生産過程における一方の遊休貨幣の消滅、生産資本への転化が他方の遊休貨幣の形成と対応し、さらに一方における遊休貨幣の資金としての転用、消費が他方で新たな社会的資金の形成を促すという有機的関連」という「実体的根拠」をもつと指摘している³¹。

しかし、山口が指摘する「実体的根拠」は、限られた地域・産業部門の資本とのみ関わる個々の銀行に直接得られるものではない。具体的には、個々の銀行の個別的な限界性は銀行へ集中し滞留する貨幣の地域的・産業部門的な部分性として現れる。旺盛な投資活動によって諸資本における資金の遊休が一時的・相対的に低い水準を維持している地域や産業部門では、そうした資本と関わる銀行の与信能力は相対的に低下する。逆に、遊休資金が諸資本のもとに一時的・相対的に多く滞留する地域や産業部門は、銀行の与信能力は十分高いが、相対的に諸資本の受信需要は弱く、遊休する貨幣は銀行の金庫内の準備金として滞留することになる。

それに対して、仮にこの社会的総資本の一分枝としての個別資本の変態、循環運動が、1つの銀行の金庫の内部で、その「帳簿上の預金の持ち手変換」として展開されると想定したときにはじめて、この「有機的関連」が銀行信用の社会的な根拠たりうるものが明確になろう。個々の銀行が展開する組織化の運動は、どのような形でこの社会的な根拠を自らのものとなしうるのであろうか。

田中は、銀行間の手形交換・準備預託関係が構築される過程を、「自己の銀行券の決済手段としての利用範囲を広げることで」兌換請求を避けることと、「互いの貨幣請求権の交換」により交換尻のみに貨幣支払を限定して送金や取立などの費用を節約することの2つ推進動機によって明らかにしている³²。銀行間組織は、まず直接的な相互信託を前提とした2つの銀行間の手形交換・支払準備の預託関係として展開される³³。だが、「個々の相手銀行ごと」の関係の構築ではその広がりには限界があり、流通範囲の制約も続くだけでなく、手

³⁰ 同上 74-75 頁参照。

³¹ 同上 75-76 頁参照。

³² 田中 [2017] 236-237 頁参照。

³³ 同上 237-238 頁参照。

形交換による相殺の方法や準備方法としても効率的とはいえず、さらに効率化や節約を求めた組織化が進められる³⁴。

こうした銀行間の組織化の進展は、個々の銀行にとって、その産業部門的、地域的な個別性を克服した、より大きな「取引圏」の形成を意味し、「圏外」との取引にともなう支払請求を削減して銀行の準備の流出を抑える。銀行債務を決済手段として利用する側にとっても利便性を向上させる。この「取引圏」が社会的再生産過程を包摂するまで拡大し、与信によって創造された銀行債務が、準備や決済の手段として機能することで支払請求されることなく債務のまま流通し、返済によって消滅するという一般的・恒常的な信用創造の機構が完成するのである。

こうした銀行の信用創造と社会的再生産の関係を、川合研は「円環状の取引」として示している³⁵。円環状の取引では、銀行は貨幣の供給者として、自分の債務（銀行券と預金）の貸出によって商品交換の媒介を提供する。そして、銀行債務としての銀行券と預金は利用者から弁済を求められずに、一連の取引の後、最初の借り入れ企業の返済によって消滅する。

川合研はまず図 1-2 のように市場には、一つの商業銀行（甲銀行）と A、B、C、D 四つの企業しか存在しないと想定する。①企業 A は銀行甲から 100 単位の通貨を借入、甲銀行が預金の形でその 100 単位の通貨を A の口座に記入する（預金設定による貸出）。②企業 A はその 100 単位の通貨を使って、企業 B から商品を購入する（支払い方法は預金の振替）。③その後、企業 B はその 100 単位の通貨を使って企業 C から商品を購入する（支払い方法は預金の振替）。④⑤そして、C と D、D と A も同じ取引を行う。⑥最後、企業 A は D からもらえる 100 単位の通貨を甲銀行に返済する（預金の消滅）。そのような取引の連鎖を川合研は「円環状の取引」と呼んでいる。

³⁴ 同上 238 頁参照。

³⁵ 川合研 [2009] 162-167 頁参照。

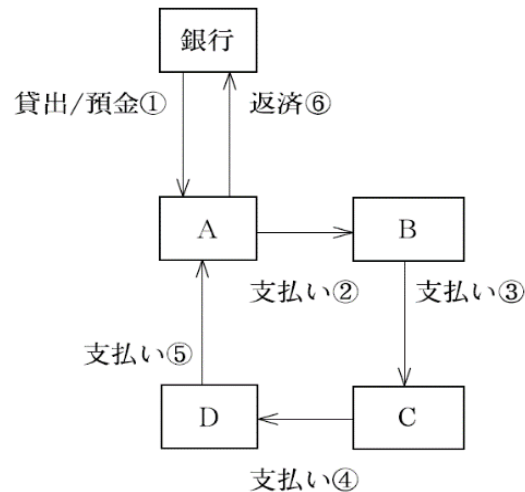


図 1-2 : 円環状の取引 川合研 [2009] 164 頁より。

さらに、川合研はこうした円環状取引は単純なケースの想定であるとした上で、現実の経済は無数の取引から構成されているものの、以下のような構造をとるとしている。

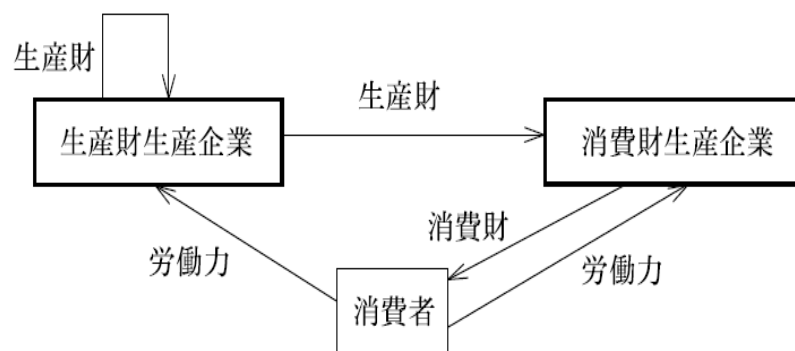


図 1-3 : 現実の円環状の取引 川合研 [2009] 167 頁より。

図 1-3 では、矢印の方向は商品販売の方向である。消費者を加えることで、一般的流通領域を含む循環も明示化された。川合研はこのような円環状取引構造は再生産循環を可能にする不可欠な条件であると指摘する。

そして、「正確に言えば、円環状の取引連鎖は、信用貨幣の創造条件であるという前に貸借（信用）関係を成立させる条件であるというのが正しい。というのは、貸し出された決済手段が返済によって貸し手のもとに戻ってこなければ、そもそも貸借関係は成立しないが、返済による還流を保証するものこそ取引連鎖の円環性だからである」と補足した上で、

「しかし、貸し出されたものが商品流通を媒介し、最終的にはそれで返済されるなら、貸し出されるものは金貨などの商品貨幣である必要はなく、銀行の債務である信用貨幣で代替することができる」、「貸し出されたものが商品流通を媒介し、最終的にはそれで返済される」と説明する³⁶。

このように、与信によって創造された銀行債務が、支払請求されることなく債務のまま流通し返済によって消滅するためには、それが円環状の取引を媒介しなければならないが、そのためには、労働者が賃金によって消費者として消費財を購入するという社会的再生産の総体までが銀行信用に包摂されなければならないことを図 1-3 は示している。したがって、銀行間の組織化の範囲が「地理的・文化的、制度的な条件によって組織化の容易な個別の『社会』に限界づけられ、再生産の取引関係全体には及びえない」³⁷としても、その個別的な「社会」においても、賃金支払といわゆる一般的流通が「取引圏」の「圏外」であるならば、銀行債務が債務のまま流通するというその信用創造の特性が大きく損なわれることになる。社会的再生産過程の包摂というその社会的な根拠を踏まえると、一般的・恒常的な信用創造機構の形成のためには、賃金支払や一般的流通が銀行の債務で行なわれなければならないのである³⁸。だが、山口のみならず田中においても、労働者の日常的な購買での銀行券の利用に対する銀行間の組織化の意義についての検討は十分ではない。

1. 4 商業流通と一般的流通の区別

それに対して、一般的流通における商業信用の限界と銀行券の流通の問題を先駆的に論じたのは川合一郎である³⁹。川合一郎は、信用の流通において「商業流通」と「一般的流通」の区別を強調し、商業信用の流通から商業信用の限界性を論じる。2つの流通領域の形成は資本主義における2段階の分業の結果である。「最終生産物の使用価値のちがひ」による「第一次分業」と「同一部門の中で継起的な分化工程」による「第二次分業」を根拠にして、「売買がおわると消費過程に入る」最終的流通と、一方向のみに向かい「最後に最終流

³⁶ 同上 165 頁。

³⁷ 田中 [2017] 272 頁。

³⁸ 田中は貨幣による購買が残存していても、「全ての銀行が決済機構に参加し」、貨幣の準備としての機能を銀行預金が吸収するのであれば、「銀行間の決済のみならず、銀行から流出した貨幣が銀行の取引圏外に支払われる場合を含めても、それが直ちにいずれかの銀行への返済や預金として還流するならば、銀行間の支払超過と受取超過は全体として常にゼロ和となる」として、信用創造機構としての成立を説明している（同上 268-270 頁）。だが、個々の銀行やその利用者からみると、預金の貨幣による引き出し→貨幣による購買→貨幣の銀行への預金という過程は、その費用や利便性という点で限界を抱えた機構ということになる。

³⁹ 川合一郎 [1974] 86-87 頁、92-93 参照。

通をひかえた」中間流通とを区分し、「最終消費財の流通は最終的実現であるから、取引を終結せしめるものとして現金たることを要求するということ」という一般的流通領域と水平的分業における決済は「現金」で行わなければならないことを強調する⁴⁰。

商業信用の利用には中間流通である商業流通にとどまるという「絶対的な限界」があり、その限界は「銀行信用になってもそのままでは、ただちに克服されえない」とする⁴¹。すなわち銀行券は「手形流通を商業流通の限度いっぱいまで拡充」とはいえ、依然それぞれの垂直的分業の系列を遡っているにすぎず、「他の系列にうつるときには兌換によって現金にもどってから去る」という「その部門かぎり」のものである⁴²。しかし、「鑄貨不足」という事態で、商業流通のなかで「流通能力がすでに確立されている銀行券」が一般的流通の決済手段（金の代理）として「スカウト」されるというのである⁴³。

だが「他の系列にうつるとき」とは「継起的な分化工程」を担う個々の資本の労働者や資本家の最終消費であり、銀行の支払能力を調査する情報や能力を有しない労働者等が銀行券を受け取ることの可否について具体的に検討しなければ、「絶対的な限界」にとどまる理由も、また「スカウト」され一般的流通に滲透しうる根拠も明確にはならない。やはり一般的流通への信用貨幣の浸透においても、まずは一般的流通の特殊性を明確にした上で、山口が労働者や消費財生産部門の資本における「信用にともなう諸費用」の問題を指摘していたように、諸資本や労働者といった主体の動機と行動を出発点とする「行動論的」な方法を徹底することが必要であろう⁴⁴。

一般的流通領域における、消費者としての労働者には以下のような特殊性がある。まず、労働者は、銀行の準備金や資産の健全性に関する情報を十分には持ちえないため、銀行信用が確実に現金貨幣に変換するということを信用できない。そして労働者は日常生活の必需品として、常に不特定の金額、時期に多様な種類の商品を購入しなければならない。そのため、一定時間後の支払約束である手形は労働者の賃金として利用できない。仮に労働者が手形の振出人の支払能力を信用しうるとしても、その消費需要を満足するためには、現金貨幣の入手のためにその銀行手形を割引に出さなければならない。

⁴⁰ 同上 86 頁参照。

⁴¹ 同上 93 頁参照。

⁴² 同上 104 頁参照。

⁴³ 同上 104 頁参照。

⁴⁴ 竹内〔1997〕は、一般流通を現金流通に固定する川合の方法は「同義反復的ないし循環論的」であり銀行券の一般的流通における「流通根拠自身を問えない構造」になっていると批判し、川合の「行きつく先論的な規定」にしても、川合自身が他方で示している「行動論的なアプローチ」により「個々の信用主体の行動を理論の基盤としなければならない」としている。（85-87 頁参照。）

賃金における「現金支払」を前提とするマルクスに対し⁴⁵、竹内晴夫は「労働者が労賃を手形で受け取っても、消費物品の市場でその手形が使えるならば、労働者は手形を受け取るとみてよい」⁴⁶と指摘している。ただし山口も指摘していたように最終消費財の売手にとって、自らとの再生産上の直接的な関連をもたない労働者（や個人消費をする資本家）の支払能力を調査する等の「信用にともなう諸費用」は手形での売買の妨げとなる。しかし買手を信用できなくとも、買手が所持している手形の支払人や裏書き人の支払能力を、再生産上の直接的な関連があるなどの理由で売手が信用できるのであれば、その手形は決済手段として受け入れることが可能であろう。

そうした場合、支払能力を調査する情報や能力を有しない労働者が賃金として「手形を受け取る」理由は、将来の貨幣支払いに対するいわば〈直接的な信用〉によるものとは言えない。最終消費財の売手が受け取ることで自分の生活必需品が購入できることへの信用であって、そうした信用のあり方を〈間接的な信用〉と呼ぶことにしたい。だが、個人消費は特定の部門のみで完結することではなく、複数の産業部門を包摂している。その上に、毎回の購買の時期、数量と金額が不特定である。そのため、特定取引のために発行される時期、金額が特定の手形を一般的流通で決済手段として利用するのは困難である。また、広汎な部門の消費財を購入しうる手形も一般には想定し難いであろう。

山口は銀行の信用代位によって、売手は買手ではなく銀行の支払保証を信用するかぎり、「買手が誰であろうと、信用しえない資本であろうと、あるいは個人的消費者としての地主や労働者であろうと、銀行手形にたいして商品を販売しうる」とし、そのため「地主や労働者も銀行手形で地代なり労賃なりを受けとりうる」とする。そして「銀行の支払約束であれば」、資本間の商業流通だけでなく、一般的流通をも媒介することが可能となるとしている⁴⁷。

だが、銀行信用に発展し、銀行券によって手形の「時期、金額」の限界を乗り越えたとしても、最終消費財の多様性や分散的な性格を考えると、個別銀行レベルの信用で労働者が購入しなければならない多数の消費財の売手に共通して受け取られる決済手段を想定するのは困難である。一般的流通における販売者の多数は零細の小売業者であり、労働者と同様に、銀行の準備金と資産の健全性に関する情報を十分には持ちえないため、直接的に

⁴⁵ Marx [1894] S. 497、訳第7分冊 290-291 頁参照。

⁴⁶ 竹内 [1997] 49 頁。

⁴⁷ 山口 [1984] 125-126 頁参照。

は銀行の支払能力を信用しえない。その上、一般的流通の販売者は、衣料、食品、住宅等の多様な産業部門に所属する。「部門かぎり」の信用にとどまる銀行券では、「いつでも金貨にかえられることに対する信頼」⁴⁸もその部門内にとどまるのであって、一般的流通の決済手段として「スカウト」されることは考え難い。

産業部門間のみならず、異なる地域の決済には個別銀行の銀行券は通用せず、特定の産業部門に属する資本から貸金として受け取った銀行券は、多くの消費財の購入には利用できない。結果として、労働者は銀行券を貸金として受け取ることを拒否せざるを得ない。

このように、貸金支払や一般的流通での利用という点でも、個別銀行レベルではなお、その地域的・産業部門的な制限を打開できない。だが、銀行間の組織化によって、例えば消費財の売手の大多数が銀行と信用関係をもち、特定の銀行券だけではなく、その銀行間組織に参加する全ての銀行の銀行券を購買・決済手段として受け入れるのであれば、銀行券は労働者の〈間接的な信用〉を得られることになる。労働者は貨幣と同様に消費財の日常的な購入に利用できる銀行券による貸金払いを拒否しないであろう。一般的流通への滲透は、銀行間の組織化により地域的・産業部門的な制限を乗り越えた結果として理解すべきであって、川合の「スカウト」論は個別主体の限界を乗り越える行動の結果を逆にその限界性を乗り越える原因としてしまっている。

そこで消費財の販売についてより具体的な条件を考慮に入れながら、銀行間の組織化による決済機構に、社会的再生産が包摂される過程を検討しなければならない。この組織化の展開が中央銀行と預金銀行への分化という形態をとることをみるために、まず銀行券と預金の関係について整理をしておこう。

1. 5 銀行券と預金の関係

手形・銀行券も預金も、いずれも本質上銀行の支払約束である。なぜこうした異なる形式の債務が共存しているのだろうか。

銀行は、「個々の資本の資金保管業務を集中して代行する」ことに加え、出納や送金などの代行によって、「その銀行に貨幣取扱業務を委託している諸資本」の変態、循環運動を銀行の金庫の内部で、帳簿上の預金の持ち手変換という方式で実現させる。こうした貨幣取扱業務の委託によって、銀行の金庫への貨幣の滞留が増大すると同時に確定化が進むこと

⁴⁸ 川合一郎 [1974] 103 頁。

になる⁴⁹。

こうした貨幣取扱業務の委託が銀行に集中されると「この預金も銀行の信用関係の内部に組込まれることになる」⁵⁰として、山口は次の2点を指摘する。1つは、「増大し確定化が進む出納預金の滞留率を基準にして、銀行はその支払約束による与信を拡大しうる」という形で「銀行信用の一つの基礎に転化」することであり、もう1つは「与信を預金設定によって行ないうる」ことで「預金形式の銀行債務の創出が、銀行手形とならぶ銀行による与信の一つの手段に転化」することである。

山口は、第一の預金の滞留という点を銀行手形の銀行券化を可能とする基礎として考察している。だが、「預金は、滞留してもあくまで他人資本としての貨幣であって、不確定的に変動する銀行手形の支払請求にいわば一時的に流用しうるもの」であって、銀行信用の基礎を「いわば第二次的に補強する」にすぎないとしている⁵¹。つまり山口にとっても、銀行信用の根本的な基礎が「銀行の保有する債権の一定の利潤をもたらす円滑な返済還流」⁵²であるのに対し、預金の滞留による支払準備金の補強はあくまでも「第二次的」である。

それに対して、第二の与信手段という点では銀行券と預金はともに、準備・決済手段として機能することで支払請求されることなく債務のまま流通することが期待されている。ただ、ここではそれぞれの流通の性格から、両者が競合と補足の複雑な関係を形成することを指摘しておきたい。諸資本間の取引での預金による保管・出納・送金の利便性が高まれば、銀行にとっても、銀行券の発行は印刷や保管・運送等発券の諸費用がかかるので、商業流通では預金設定の方式が好まれることになるだろう。他方、一般的流通では銀行との取引関係にない労働者にとって預金が決済手段となり難しいのに対し、銀行券の単位金額ないし整数金額、一覧払化、裏書きを要しない持参人払といった形式上の整備は、前述のように個別銀行レベルでは制約があるものの、最終消費財の購入での利用を進めるものであった。預金に対する支払請求が一般的流通での貨幣の利用のためであれば、預金の引出に銀行券で応ずることができれば、銀行が創出した債務が、債務のまま流通するという形は維持しうることになる。

⁴⁹ 同上 122 頁参照。

⁵⁰ 同上 122 頁。

⁵¹ 同上 123 頁参照。

⁵² 同上 121 頁。

2 銀行間の組織化について

2. 1 銀行間組織化と「銀行の銀行」

銀行間の組織化について、田中は銀行間組織形成の方法として、2つの方式を挙げている⁵³。1つは、交換の多角的一括交換化を図り相殺の効率を上げることである。こうした銀行組織の形成を、田中は「水平的な組織化」とよんでいる。この代表は手形交換所である。具体的に言えば、手形交換に参加する諸主体の協力によって得られる利益が明白である場合、一種の参加資格が限定される「クラブ」のような水平的な組織構造が形成される。このクラブの内部では、手形交換機能を維持するために、グループへの参加の審査、経営悪化による決済尻の支払い不能になる銀行の処分、一時的な流動性不足の銀行に流動性の提供、加盟銀行の一般経営活動の管理等の一定程度の監査機能が必要である。この権利機能を独立した非営利の共同機関としての手形交換所に任せるならば、水平的な組織構造が形成される。しかしながら、水平的な組織構造は「最後の貸し手」のような一部参加銀行の支払い能力の喪失に対処しうる保険的な機能を組み込まなければ、組織の安定性の維持は困難となる。この銀行間の水平的な融通の限界性を突破するために、保険的な機能が特定の銀行に委ねられるならば、結局垂直的な組織構造に転化することになる。その被委託銀行は準備の集中によって、「銀行の銀行」という機能をもつ決済機関になる。

もう1つは、交換そのものの多角化がなされなくとも、準備の集中化によって実質的に多角的な相殺が可能となる「垂直的な組織化」である。この方法は、「2つの銀行間で、互いの信認を前提に特定の銀行を単なる貨幣取扱業者として利用することを合意することで実現される。そして、同様な関係を他の銀行との間にも広げていくことでできれば、それだけ準備方法の効率化が実現して、支払準備の節約も可能になる」というものであり、選択された被委託銀行は組織の中核として、銀行の準備を集中し、単なる「銀行の貨幣取扱業者」を超えた「銀行の銀行」としての与信業務を展開する基盤を与えられることになる。さらに、組織の中核としての被委託銀行に対して、田中は「商業中心地」に所在する銀行から選択されることを指摘する。商業中心地を支払地とした手形の方が、中心地銀行と地方銀行間はもとより、地方銀行同士間でも利便性が高い以上、地方銀行にとっては中心地銀行への準備の預託が、「信用代位業務に含まれる諸資本の決済代行や為替業務の遂行上

⁵³ 田中 [2017] 238-244 頁参照。

必要となる」というのである。

田中は、銀行間の互いに信頼関係を基礎に、銀行券交換及び準備金の委託によって、貨幣の取り扱い費用の節約を説明した。この組織化の行動の動因は、個々の銀行が利益の最大化を追求することである。さらに、「銀行の銀行」という要請の具体的な姿を説明し、銀行システムの組織化の面から理論上の中央銀行の形成の解明に対して大きく貢献した。特に、垂直的な組織構造の分析は、地方銀行と中心地銀行券の発券の集中の理解に、1つの道を示す。

しかし、「商業中心地」のどのような特質や再生産過程における役割が組織化の核を形成することになるのか、前述の貸金支払や一般的流通での銀行券利用の問題とともに残された課題となっている。

鈴木勝男は、銀行間の準備金過不足の調整のため銀行間組織が形成される際に、平常時のヨコの銀行間組織に加えて、「恐慌など緊急時には安全性の見地から直ちに信用供与してくれる特定の銀行を必要とする」ことから「上位下位というタテの銀行間組織が形成される」としている⁵⁴。その際主導権をとるのは「資金量の豊富な商業中心地の銀行」であるとしているが、なぜ「商業中心地の銀行」であるかについては「資金量の豊富」さや「地方の銀行の信用状況に通暁している」といった指摘にとどまっている⁵⁵。やはり、垂直的な関係の形成にあたって、平常時における再生産過程上の関係を踏まえた分析が必要であろう。

ここでは、消費財の販売・消費における非常に大きな分散性と多様性という特性から、零細・分散的な小売—多段階の卸売という流通構造と結びついた形での〈中心—周辺〉関係を想定することで、銀行債務による金貨幣の代替が、重層的な銀行間関係の展開として進展する過程を見ていくことにしたい。銀行間の小切手交換等の組織化によって、一定規模以上の取引であれば預金の決済手段としての取扱費用が小さくなると、大口決済が多い資本家間決済では預金が主要な決済手段になる。銀行の与信の際にも銀行券の発行よりも預金設定が選ばれることになる。それに対して、銀行との関係が希薄な参加者が多く、取扱費用も割高となる小口の取引が多い小売段階—とりわけ労働者と零細小売業者—では、銀行の当座性預金口座の保有を前提としたその持ち手変換が一般的とはなり難い。そこで一般的流通を中心とした現金取引のために預金から貨幣が引き出されることになると、銀

⁵⁴ 鈴木 [2007] 111-112 頁参照。

⁵⁵ 同上 164 頁参照。

行債務が債務のまま流通することを求める銀行は、預金の支払請求に対して銀行券で応えようとする。

だが、銀行間組織化の限界、とりわけ銀行券等の直接的な交換が「近接した地域内」⁵⁶に限られることからすると、いくつもの銀行間組織に分かれて参加する全ての銀行の銀行券が、そうした零細小売業者の〈直接的な信用〉を集めるといふことにはならないであろう。ただし、多数の商品種の取引が集中していくとともに、銀行との信認関係がより濃厚となる卸売の中心地において、卸売販売企業に信認され受け取られる銀行券であれば、取引関係にある各地の多数の零細小売業者からも取引に利用しようという〈間接的な信用〉を得られることになる。それだけ労働者の日常的な購買での利用も拡がることになろう。

他方、原材料や生産手段の卸売機能が集中する商業中心地には、多くの周辺地域の様々な取引の決済が集中するため、そうした諸地域の銀行も多角的な相殺のためには中心地の銀行に準備を預託しなければならない。そこで、預金引出に自らの銀行券で応じたとしても、零細小売業者等に受け取られないために金貨幣へとすぐさま兌換されてしまう銀行は、現金として受け取られやすい銀行券を発行しよう銀行に預託先を集中させることが有利となる。預託先の銀行券は、金貨幣と同様に自らの債務ではないものの、それを預金引出の準備とすることで、預金設定のための準備を銀行間の信用供与によって補強することが可能となるからである。準備を預託した銀行は、預託先の銀行券を必ず受け取ることから、その銀行の取引先へと〈間接的な信用〉はさらに拡がることにもなる。

こうして、多角的な相殺のための銀行間の準備預託は、上位行が「銀行の銀行」として預託準備を集中し、下位行の現金需要のための預金引出も含めた支払準備を信用供与する「垂直的な組織化」へと展開する。「安全性の見地」から上位行となる銀行の選別が進む際も、一般的流通でより広く受け取られる銀行券の発行能力が鍵となろう。鈴木が指摘する「商業中心地の銀行」の「資金量の豊富」さや「地方の銀行の信用状況に通暁している」といった特質も、単に上位行として選別される要因というよりも、むしろこうした組織化の過程で形成され強化されるものである。

このように銀行券を支払準備とした預金設定という形で銀行債務の購買力化が進み、預金の振替による決済が進む一方で、下位行は自らの銀行券の発行に消極的となり一般的流通で生じる現金需要には上位行の銀行券で応ずるようになる。上位行も与信方式の中心は

⁵⁶ 田中 [2017] 245 頁。

預金設定となるが、その銀行券の発行は自らの債務の流通範囲を拓けるとともに、下位行に対する「銀行の銀行」という業務を展開する鍵ともなっているのである。

なお、中心地の大銀行が、必ずしも卸売企業と濃厚な関係があるとは限らない。だが、卸売企業と取引する銀行がそうした大銀行を預託先として選択し、資金を預託するならば、その大銀行はその預託関係によって、卸売企業と間接的な信用関係を形成することになる。こうして、預託先としての大銀行は、その銀行間の預託関係を通じて、多くの産業部門の卸売企業との信頼関係を形成しており、広汎な産業部門の卸売企業における〈知名度〉を構築し、その信用の「取引圏」を拡大し続けている。

だが、大銀行も個別資本であり他の銀行との競争関係にあるため、すべての地方銀行の預託先となり、またすべての産業部門を包摂するということは想定できない。結果として、「銀行の銀行」としての上位行にも、地域的・産業部門的な限界性が依然として存在する。上位行は複数存在し、その信用の「取引圏」の拡大には限界があるため、それらの上位行の信用もまだ社会的な決済手段として機能するとはいえない。

しかし、中心地において上位行も、手形交換の効率を向上させるために、相互信託を前提に水平的な交換機構を設立する。その機構に参加する銀行は他の上位行の下位行となっている銀行の発行する信用でも受け入れるようになる。こうした〈間接的な信用〉の効果によって、上位行としての大銀行の信用ははじめて社会的な決済手段として機能できる。

2. 2 銀行間組織化の意義

だが、こうして形成される決済システムでも、金貨幣による決済が排除されることにはならないであろう。銀行以外の主体間では預金と銀行券という銀行の債務によって決済され、銀行間についても同じ上位行に準備を預託する銀行間では、その上位行内の口座間の振替で決済されるとしても、上位行となる商業中心地の大銀行間では、金貨幣等による決済が残される。

川合一郎は銀行券が一般的流通へ滲透すると、「価値表章として金を代理する機能を与えられている以上、一つに集中されるという要請を貨幣流通そのものからうけざるをえない」とし、他方で国家権力による法貨規定は、「経済過程の要求をただ確認し、安定性を維持するためのものにすぎない」と指摘する⁵⁷。しかし、次章で詳しく検討するように、複数の大銀行がそれぞれの垂直的組織の核として銀行券を発行していても、そうした大銀行間

⁵⁷ 川合 [1974] 104-105 頁参照。

が参加・協力する手形交換・銀行券交換の水平的な組織化がなされることで、銀行間組織を異にする銀行間での預金の振替が可能になるとともに、それらの複数の大銀行の銀行券も一般的流通において額面等価で通用することになる。貨幣制度の面から大銀行に発券放棄を求める「経済過程の要求」が働くとは言えないであろう。また、そうした水平的な組織化が決済の効率を一律に高める中、単一の上位行に一元化されるまで垂直的な組織化が進む必然性も、諸資本の競争関係からは見出し難い。商業中心地そのものも複数あるという想定を排除できないであろう。

銀行決済システムの形成によって、「銀行の銀行」となった上位行の銀行券は、広汎な〈直接的な信用〉と〈間接的な信用〉を集め、一般的流通の決済手段として選別される。労働者は決済手段として日常生活必需品の購入ができるので、銀行券を賃金として受け入れる。こうして、銀行信用が現金貨幣に変換せず、そのまま流通する「円環状の取引」が達成される。金貨幣等の現金通貨は、中心地における手形交換機構での相殺後の決済尻の清算手段としてのみ機能し、商業流通と一般的流通から離脱した。もちろん、兌換が停止するまでは、銀行券価値の安定維持手段として機能している。

他の銀行は、与信手段として発券しても、その銀行券が賃金として労働者に支払われた場合、金貨幣や一般的流通の決済手段として選別された銀行券との交換を求められてしまう。いずれにしても、それらの銀行にとって、自己資産を取り崩して対応しなければならず、発券＝信用創造という効果は失われてしまう。他方で、手形交換の機構の形成によって、預金振替システムはさらに発展する。資本間の決済は、預金の持ち手変換だけで実現できる。それらの銀行にとって、預金設定が主要な与信手段になり、銀行券発行という与信手段の重要性はさらに低下する。また、銀行券の発行に伴い、その保管、運送、印刷等の費用も発生する。そのため、大銀行以外の銀行は利潤追求のため発券から離脱し、預金銀行に変貌する。銀行券の発行は中心地の上位行に集中する。

なお、様々な主体の銀行間組織を越えた支払が上位行間で相殺された後の決済尻についても、中心地の銀行の決済のための準備を集中し振替による決済を実現する共同機関が設立されるならば、金貨幣を排除するキャッシュレス化がいつそう徹底することになるろう。ただその場合でも、「私的利害の共通性」に基づく銀行間の協力機構において、下位行の「銀行の銀行」としての機能の鍵となる銀行券の発行を上位行が放棄する理由はない。下位行が発券を放棄して預金銀行に転化し、一般的流通に滲透しうる銀行券が選別される「発券の集中」は、上位行の一元化を意味する「発券の独占」とは異なるのである。

終わりに

銀行システムは、基本的に市場的な動因によって形成されるものである。個別銀行の信用の流通には、銀行自身の諸事情によって、地域的・産業部門的な限界性がある。そして、銀行間の組織化を通じて、その限界性を乗り越える。

ただし、中央銀行の形成、特に中央銀行による発券独占体制の確立に関しては、政府の介入の役割が無視できないものである。後の部分で展開する安全性の原因以外に、発券の統一は、国家という組織の安定性の維持に重要な役割がある。中国の歴史上、秦が中国を統一して以降、文字の統一以外に最も重要な政策は域内貨幣形態の統一である。そして、ECB の場合、EU 一体化を推進するために、欧州諸国の通貨を政治手段で統一させた。

中央銀行券は、誕生からずっと重要な決済手段として機能している。銀行預金決済システムが高度に発達した今でも、中央銀行券はいつでもどこでも決済できるという特性によって不可欠な決済手段である。次の章では、中央銀行による発券独占体制形成の原因を明確にし、中央銀行券の発行と流通の意義を分析する。

第2章 中央銀行券

はじめに

キャッシュレス決済は、現金通貨を利用しない決済である。現金通貨の定義によって、キャッシュレス決済の定義も異なる。例えば、2019年10月からの日本で推進している「キャッシュレス・ポイント還元事業」では、クレジットカード等の「伝統的な」非現金決済手段も含まれており、そこで推進されている「キャッシュレス決済」とは中央銀行券という「現金」の排除である。今日では、通常のキャッシュレス決済は現金通貨としての中央銀行券を利用しない決済を意味していると理解できる。しかし、中央銀行券もまた理論的には金貨幣等の「現金」とは別物であり、手形や預金等の他の銀行の債務とともに、金貨幣等の伝統的な「現金」を決済手段から排除してきた「キャッシュレス決済手段」である⁵⁸。その「キャッシュレス化」の特質や限界を明らかにすることが、新しい「キャッシュレス決済」の理解の前提となろう。

本章では、中央銀行の形成について検討し、金貨幣等現金通貨の排除という意味のキャッシュレス決済化の過程を明確にする。

1 中央銀行の形成

第1章では、銀行間組織の形成と「発券集中」体制の確立を検討した。しかし、中央銀行による銀行券の独占発行は市場理論の枠外と位置付けている。この節では、政府の介入を考察に加えて、安全性の視角から中央銀行券の独占発行体制の形成を検討してみる。

タテの銀行間組織における「安全性の見地」を強調した鈴木は、川合一郎のような貨幣制度の視角からではなく、恐慌時の国家形態での「総括」を媒介に「最後の貸手」機能を果たすものとして中央銀行の形成を説いている。すなわち、諸銀行の自発的な連帯による安全性の確保は、「地域的一時的なものにとどまり、全国的規模の周期的恐慌に対処しえず、また「自己の所属するタテの銀行組織において安全性が確保できるとすれば、競争原理からいって連帯行動をとるとは限らない」という限界があるため、「周期的恐慌というブ

⁵⁸ 中央銀行券の債務性に関しては、小栗 [2010] による論争の整理を参照されたい。

ルジョア社会の総体にかかわる場合」に国家の総括が必要とされるとするのである⁵⁹。そして恐慌時の最後の貸手機能を補強するものとして、国家による総括に対する国民の信頼に基づく「国民的信用」が「法貨規定」として発現し、金準備を重視しての中央銀行の信用統制が発券集中を招くと説明している⁶⁰。

そこには、以下の3つの問題が含まれている。第一に、競争原理のもとでは、自発的な銀行間の組織化は、中心的な共同機関の形成や発券にまで至らないのか？ 第二に、自発的な銀行間組織はなぜ全国的な金融危機に対応できないのか？ 言い換えれば、危機時に市場において自発的に形成される銀行間組織による救済の限界はどこか？ そして第三に、「法貨規定」はどのように位置付けられるか？ 順に分析していくことにする。

1. 1 銀行間組織と共同機関の発券

田中は、銀行間組織の形成が中心的な共同機関の形成にまで至る可能性を明確にしている。田中はその基盤として、商業中心地で形成される銀行間の手形交換の機構に目を向けている。そのような手形交換機構の形成によって、銀行間の銀行券相互承認や預金振替が可能になる。もちろん、単なる手形交換機構だけでは、銀行間組織の相殺決済の尻は金貨幣等の現金で支払われることになる。だが、利用者にとっては、手元の銀行信用はそのまま決済で使え、一々金貨幣等現金に兌換する必要がなくなる。このような手形交換機構の存在には、銀行決済サービスの利便性を向上させる一方、利用者の兌換需要を大幅に減少し、銀行の準備金を守るという効果がある。そして、前章でも述べたように、それぞれの銀行間組織の上位行となっている中心地の諸銀行が手形機構の水平的な組織を形成することによって、銀行間組織を異にする銀行間での預金の振替も可能になる。

この中心地の手形交換の機構でも、さらに費用の節約と決済の効率性を追求するために、特定の銀行に預託準備を集中しその預金振替による銀行間決済が進められる可能性がある。また、田中の指摘するように決済準備の過不足を手形市場等で調整する「銀行間の水平的な融通には限界があり、一部の銀行の支払能力の喪失に対処しうる保険的な機能も含めた『最後の貸し手』機能を組み込まなければ、決済機構の安定性の維持は困難」である⁶¹。しかし、商業中心地の大銀行間での垂直的な組織化は、「競争関係にある特定の銀行に諸銀行の情報が集中することが、準備の集中による大きな信用力の付与とともに、諸銀行にとつ

⁵⁹ 鈴木 [2007] 184-185 頁参照。

⁶⁰ 同上 205 頁参照。

⁶¹ 田中 [2017] 243 頁。

て不利益と意識される」ことにもなり、その場合、「手形交換所と同様に一あるいはそのあらたな業務として一独立した非営利の共同機関として決済準備を集中する統一的な決済機関を設立」⁶²することになる。

田中は手形交換所という共同機関において「中途加盟の是非や、さらに経営内容の悪化している加盟銀行に対する停止処分」等の「権力的な機能」を手形交換の維持に必要な条件と考え、その権力を「一部の加盟銀行や外部の権力機関等に委ねるのでなく」非営利の共同機関に委託するという、会員制クラブ組織型の水平的な組織化のあり方指摘している⁶³。「統一的な決済機関」についても、同様に加盟銀行が合意のもとに、全体利益を維持するために自己に対する管理権力を譲ることで、加盟銀行に対する管理・規制機能と「最後の貸し手」機能を有する共同機関が「諸銀行の自発的な連帯」によって形成されうるのである。

個別の銀行の信用の基礎は山口が指摘しているように、「直接的には銀行資本としての支払準備金にある」が、「根本的には、それは銀行資本の円滑な増殖運動」すなわち「銀行の保有する債権の一定の利潤をもたらす円滑な返済還流」にある⁶⁴。しかし前章で明らかにしたように、円環状をなす社会的再生産に対して部分的、特殊的に取引関係にあるにすぎない個々の銀行にとって、滞留する資金は地域的・産業部門的な変動を免れない。銀行間の手形交換や、相互融通の機構の形成を経て、中心的な統一的な決済機関が加盟銀行に対する管理・規制とともに、その準備金を集中し、銀行の一時的な支払能力の不足にも対応するという形で、諸銀行の信用を総括するならば、銀行信用は個別の信用から銀行システムの信用に変貌する。

「銀行の銀行」としての共同機関は、その与信活動の対象は参加する諸銀行である。多くの場合、その与信活動の目的は参加銀行間の準備金の過不足調整である。個別銀行の一時的な流動性不足は、中心的な「銀行の銀行」としての共同機関の信用創造で補填できる。つまり、その非営利的な共同機関としての与信の動機は、諸銀行とは異なり、システム全体の運営と安全性の維持を目的とした「参加者に対する信用供与」ということである。その与信の方式は2つありうる。1つは、共同機関における各銀行の口座で預金設定を行うことである。それは受信銀行に対して、一時的に銀行間決済の資金を提供するものである。

⁶² 同上 243-244 頁。

⁶³ 同上 243 頁参照。

⁶⁴ 山口 [1984] 121 頁。

もう1つは、共同機関の銀行券の発行である。この共同機関の銀行券は、明らかに参加する諸銀行の銀行券より高い信用を得ることになる。市中銀行の銀行券の信用が全般的に低下している場合、銀行預金の引き出しに対して、それぞれの発行する銀行券を渡しても、利用者はすぐ金貨幣等現金に兌換してしまい、銀行準備金を守るという銀行券発行の役割を果たせない。その場合、預金の引き出しに対して、自行の銀行券ではなく、信用力がより高い主体の債務証券を渡すことは準備金を守る効果がある。こうして危機時には、共同機関への発券の要請が生じ、その発券は加盟銀行の信用を守り、システム全体の安全を維持するものである。

預金設定と発券のいずれにおいても、銀行の信用を総括する「銀行の銀行」としての共同機関は、全体システムの安全性の維持を目的に、危機時において、その防衛本能に逆らう形での信用提供が求められる。他方で、非営利の共同機関が、自らの利益のための与信手段として積極的に銀行券を発行することや、参加する諸銀行に対して発券の放棄という、その利益を侵害する要求をすることは考えにくい。

ただし、この共同機関の総括によって銀行システムによる社会的再生産の総体の包摂が実現しても、根本的な信用の基礎はその「円滑な返済還流」すなわち社会的再生産の順調な進行にあることには注意が必要である。

1. 2 市場機構による救済の限界

危機がさらに拡大し、共同機関自身の信用も低下している場合には、銀行信用を回復するためには、市場外部の力がないと無理である。

危機が一部の地域、産業部門で発生する場合、諸銀行を総括する「銀行の銀行」としての共同機関からの救済は、危機にある銀行の流動性不足を補填できる。しかし、危機が社会全体に拡大した場合、共同機関の救済能力にも大きな支障が生じよう。資本の蓄積そのものが危機に陥り、各加盟銀行の返済還流に問題が発生していると、危機にある銀行に対する信用供与は共同機関の準備率を低下させ、共同機関自身の信用をさらに低下させる。この時、共同機関はいくら発券しても、利用者はすぐ金貨幣等現金に兌換してしまう。結果として、共同機関の発券によって銀行全体の準備を守るという機能は失われることになる。共同機関の準備も流出し続け、救済能力を失ってしまう。そのような状況では、共同機関も自分の存続を維持することを優先せざるを得ず、防衛本能に逆らって与信活動の規模を拡大することは無理であろう。結果として、産業資本は資金源を切断され、生産を回

復できず、危機が拡大し続ける。

こうした中心的な「銀行の銀行」としての共同機関の本質は、効率の向上、費用の節約と安全性の維持を目的に諸銀行の自発的な協力によって設立された市場機構である。市場に問題が発生した場合に、共同機関の与信や規制等の手段によって、一部の地域や産業部門における部分的な危機であれば対応できるものの、市場全体において危機が発生した場合には、そうした危機対策手段は無力化されてしまっている。こうして、市場以外の機構が介入しない場合、銀行信用は崩壊することになる。それは、銀行間組織としての共同機関の限界性というだけではなく、市場機構そのものの限界性である。

1. 3 政府の介入と法貨制度

銀行間の組織化は、共通の利益を維持するための共同機関の設立にまで至る。そして、この共同機関は銀行信用を総括し、銀行に対する信用供与と一定の危機対処能力を有する中心的な機関に変貌しうる。しかし、このような中心的な機関も、社会的再生産の麻痺や混乱が続く全国的な範囲の危機への対処においては限界がある。その限界性には2つがあり、1つは、銀行債務の請求に対応する支払準備金の不足である。もう1つは、銀行信用を支える返済還流の回復のための手段がないことである。したがって、全国範囲の危機から回復するためには、市場外部からの介入が必要であろう。

一般に政府は、国民経済の発展、安定性の維持に関心を有する。危機に対応し、経済循環を回復することという目的は共同機関と同様である。それは、政府と共同機関の間で協力関係を作る基礎である。

政府が救済資金の提供を通じて、銀行の債務履行を保証し、銀行信用を回復させる。その本質は政治権力に基づく資金力で、銀行システム全体に流動性を提供することである。その場合、個別銀行に対する直接的な信用供与より、共同機関の債務証券の信用性を維持することの方が効率的である。このような危機時の救済は、政府が共同機関の経営に介入することの根拠になる。政府の救済資金を支払準備金とし、債務履行を通じて銀行債務の信用性を維持することで、共同機関の与信活動の再開は可能となる。こうして、産業資本は生産資金を手に入れて、生産を再開できる。

このような危機時の政府救済によって、発券の共同機関は「半官半民」の中央銀行に変貌した。中央銀行の「民」の側面は、「銀行の銀行」として銀行間の決済システムを運営し、銀行に対して救済と管理を行うこと。中央銀行の「官」の側面は、政府の救済を受けてい

ること。政府の救済は、中央銀行の日常管理運営に参加することを前提に行われる。ここで、注意すべきは、政府の救済は市場外部の力として、あくまでも市場機構としての共同機関を経由して経済に影響を与えるということである。こうして、共同機関は現在の中央銀行に変貌した。その「銀行券」の信用力はさらに強化され、中央銀行券に転化する。

銀行は組織化を通じて、地域や産業部門の限界性を乗り越え、一定程度の危機であれば対応することができる。その危機への対応能力が足りない場合、政府は市場外部からの介入によって、銀行システムの危機対応能力を増強させる。共同機関と中央銀行発券の根本的な目的は、銀行システム全体の信用を維持することである。発券は目的ではなく、危機対応の手段である。

政府の介入という市場外部の力は、やはり中央銀行という市場機構を通じて自分の役割を果たしている。政府が銀行券の価値を保証することは、中央銀行券を唯一の決済手段として確立することそのものではない。中央銀行券の発行や法貨制度の確立等の政策の目的は、根本的には銀行信用の維持である。返済還流が円滑であれば、政府等の市場外部の力がなくても銀行の信用は維持できる。政府介入の本質は、市場自身が失敗する場合に備えて、銀行と決済システムに保険をかけることである。

前稿⁶⁵で述べたように、中央銀行を中心にする銀行システムが形成された後、金貨幣はすでに流通領域から離脱し、金貨幣排除という意味の「キャッシュレス決済」が実現した。銀行システムにおいて、金貨幣—中央銀行券・中央銀行預金—市中銀行の預金という垂直的な準備システムが形成された。金貨幣の役割は流通手段から中央銀行券価値の信用力を維持する手段へと変貌した。したがって別の手段で中央銀行券の信用力が維持できるのであれば、中央銀行券の兌換が停止しても、社会的な再生産に大きな支障は生じなくなっていた。ただし、その条件が揃ったとしても、必ずしも兌換を停止しなければならないということにはならない。歴史的には、兌換停止は、世界的な恐慌や戦争など、金の激しい流入が生じて銀行システムの安定性が脅かされる状況で行われた。この場合、兌換の停止はむしろ銀行システムの安定にとって積極的な意味がある。

問題は「金貨幣の支払約束」とは別の手段で、どのように中央銀行券の信用力を維持するかということである。前述のように、銀行信用を支える根本的な根拠は返済還流である。危機時に、政府が直接的な資金提供や積極的な財政政策等を通じて、社会的な再生産の循

⁶⁵ 李「2021」68-69頁参照。

環を回復させれば、返済還流も維持できるはずである。だが、資金の提供と財政政策等には限界がある。兌換銀行券の時代には、中央銀行の金準備が政府の資金調達への制約となる。そのため、不換中央銀行券への移行が、政府の支援能力を高めて中央銀行の与信能力を補強することになるのである。

西川元彦は、不換中央銀行券の債務性を解釈するさいに、「空想上の弁済」という考え方を提示した⁶⁶。具体的に言えば、中央銀行券を実際に弁済することを空想すると、弁済請求が順次に遡り、最終の姿は最初の買い手から商品を取り戻すことになる。それならば、そんな不便な回り道をせず、銀行券で直接に「市場で商品を買う」ことで同じ結果を得られる。

西川の観点は、中央銀行券の決済手段としての本質を明らかにする。銀行券を兌換することの目的は、売手あるいは債権者が受け入れる決済・返済手段を手に入れることである。銀行間の決済において中央銀行信用を利用する商業銀行は中央銀行券を決済と債務返済の手段として受け入れる。そして、銀行と直接的な債権債務関係がある卸売業者等も、中央銀行券を銀行への債務返済手段として利用できるのであれば、中央銀行券による支払を拒否しない。銀行との関係をもたない零細な小売業者もまた、卸売業者から商品を購入できるので、消費者が中央銀行券を決済手段として利用することを拒否しない。こうして消費者も、中央銀行券で「市場で商品を買う」ことができるので、兌換を行う動機がなくなる。このように〈間接的な信用〉によって、少なくとも平常時の日常的な国内の決済手段という点では兌換の必要性は失われていた。不換中央銀行券への移行は、危機時の対外的な金流出による混乱を防ぎ、さらに政府の救済や支援の能力を高めることに加えて、国家の権威、法律という形で「法貨規定」という手段により、決済時の中央銀行券の受け入れを義務として規定することで、中央銀行券の〈間接的な信用〉を強化することになる。こうして不換中央銀行券もまた、日常的に決済手段として利用できるという形でその「債務性」を維持する信用貨幣と理解できる。

そして、前述のように、「発券集中」の銀行システムにおいて、発券銀行は自己債務としての銀行券を発行する目的は積極的な与信活動ではなく、銀行預金の引出への対応と下位行に対する信用供与である。発券を継続していた上位行も発券機能の放棄によって下位行に対する信用供与という役割を失い、市場中の商業銀行はすべて預金銀行に転化すること

⁶⁶ 西川 [1984] 47-48 頁参照。

になる。

だが、預金は決済手段として、特に小額高頻度の日常決済において、不便な点があるので、中央銀行券という「いつでもどこでも」利用できるという利点がある決済手段が不可欠である。銀行券決済の比率が上昇すれば、銀行の準備金が流出し、その与信能力が低下する。そのため銀行は、自らの債務という決済手段によって「中央銀行券を決済手段から排除」という意味のキャッシュレス決済化を推進することに積極的な態度を持っているはずである。

1. 4 小結

中央銀行券の独占体制の確立は、銀行システムの安全性を大幅に向上させる。特に、市場機構としての共同機関では対応できない金融危機に対して、政府介入は銀行システム全体への救済を可能とする。与信手段としての中央銀行券は、預金引き出し場合支払手段として機能するものであって、中央銀行券を統一的な決済手段として与信手段とすること自体が目的ではなく、銀行システム信用を維持する手段である。銀行システム信用に問題がない、あるいは別の手段で銀行システムの信用を維持できる場合、中央銀行券の発行という与信手段は必要ではない。

また、現在の社会では、銀行は一般的な信用機構以外に、安全な資金保存所という社会的な役割も果たしている。銀行預金は、中央銀行券・中央銀行預金等の中央銀行の信用を準備に、商業銀行によって発行される信用貨幣である。銀行預金の本質は、各商業銀行の債務である。中央銀行はその債務の信用性を保証していない。諸銀行は、共同的な預金保険機構の設立によって、銀行預金に一定な保証を与える。日本の場合、普通預金の上限金額は1000万円であり、当座預金は全額保証している。

直接的な債務者としての銀行は、預金保険制度を裏付けとして、中央銀行券で債務を返済することを約束する。中央銀行は、国家からの救済に支えられ、中央銀行債務として中央銀行券の信用を維持する。その二重の保証によって、銀行預金は一般的な決済手段として流通するとともに、利用者にとって自分の資産の1つの安全な保存手段となっている。

しかし、決済の効率性と顧客の資金の安全を両立させることは現在の技術水準の下で困難である。単純に利便性を追求し、顧客資金の安全性を低下させることは銀行にとってよいこととは言えない。例えば、Ali-Pay は決済の利便性を向上させるために、利用者の事前承諾を前提に、一定金額以下の決済ではパスワードや指紋認証等本人確認の手続きを省

略する場合がある。その場合の利用者の損失の上限はAli-Pay口座内の残高である。それに対して、クレジットカードやデビットカード等利用者の預金口座と直接結びついている決済手段において、利便性を重視してそのようなサービスを導入したことで不正利用が発生した場合には、利用者の損失は銀行口座内の全額に及びうる。Ali-Payがあくまでも「財布」のような決済資金の保存所であるのに対し、銀行口座は利用者に対して、日常的な決済の準備以外にも自分の財産の安全な保存所という役割を有している。銀行が預金決済の利便性を極端に追求すると、逆に利用者数を減少させてしまう可能性がある。その意味で、銀行が決済サービスの利便性の向上に関して慎重であることは非難できないであろう。しかし、小額かつ多頻度の決済が多い一般流通において、決済ごとに本人確認等の煩雑な安全確保の手続きが必要となることは、預金の決済手段としての利便性と効率性を低下させる。その意味で、銀行はキャッシュレス決済企業との競争において不利な地位にある。

2 不換中央銀行券について

歴史から見れば、イングランド銀行、FRB、日本銀行、ECB等中央銀行の機構の形成及び発券業務独占の後ろに、公権力の影響を決して無視できない。政府等公権力は、自分の資金調達や政治的な原因等の都合を最初の動機に、市場的な必要で形成されるシステムに基づきつつ、行政権力によって銀行券の発行を統一させる。そして、銀行券の兌換を停止し、不換中央銀行券制度を確立する。そうした不換化した中央銀行券の債務性について、あらためて理論的に考察しておこう。

2.1 兌換停止

前述のように、広汎な〈直接的・間接的な信用〉を集中する中央銀行券は賃金として労働者に受け取られ、再生産循環においては、貴金属貨幣の介入なしに、中央銀行券がそのまま商品流通を媒介し、返済によって還流することになり、銀行の兌換の消極化はさらに進んでいる。また、中央銀行という「銀行の銀行」が形成した後、本来は貴金属貨幣決済に依存していた銀行間の相殺尻決済も、中央銀行預金で行われ、貴金属貨幣は流通領域から徹底的に離脱し、単なる銀行券の信用を保証する手段に過ぎなくなる。こうして銀行にとって、信用と決済に関する業務はすべて信用の形で行われることになる。社会全体において、「貨幣は貴金属である」という意識の存在感は相当に希薄となった。特に、中央銀

行券システムの形成以降に生まれた人々にとっては、賃金は中央銀行券で支払われ、その中央銀行券を使えば、商店から自分がほしいものを購入できるので、中央銀行の金庫にある貴金属貨幣と一般の生活との接触はほとんど失われ、貨幣が金銀であることの忘却が進んだ。

こうして、中央銀行券の兌換が停止したとしても、資本蓄積や社会生活に大きな支障は生じなくなっていた。しかしながら、その条件が揃ったとしても、必ずしも兌換を停止しなければならないということにはならない。歴史的には、兌換停止は、景気の変動や戦争などの状況に対して、「対策」として実行されたのであった。

前述のように、金貨幣等の現金は流通から離脱し、銀行信用を保証する手段になる。中央銀行券価値の安定性は、国の金貨幣の保有量と関わっている。その場合、短期の激しい貴金属貨幣準備の流出と流入は、中央銀行券の価値に激しい変化を起こさせる。そのような現状は、経済の安定にマイナスの影響を与える。そして、経済の発展に伴って、貨幣に対する需要も拡大し続ける。金貨幣等貴金属貨幣の数量がそれに比例して増加しなければ、経済の発展を制約することにもなる。

したがって、兌換を停止し、不換銀行券制度を確立することは、理論上の必要性がある。問題は、兌換停止した後、どのような方式を通じて、中央銀行券の信用性を確保するかということである。

2. 2 不換中央銀行券の債務性

信用論に基づき不換中央銀行券を説明する場合、1つの質問にこたえなければならない。それは「不換中央銀行券が発行主体の債務証書であるならば、その債務の内容とは何か」という問題である。この問題に対し、例えば、小栗誠治は中央銀行券の債務性を分析する時、中央銀行券を発行する場合、保証物件・見返資産の取得という形で中央銀行の外との間で債権・債務関係が形成されることを指摘する⁶⁷。そして、前述のように、西川は、中央銀行券の債務性に関して、「空想上の弁済」という弁済請求が順次に遡り、最終の姿は最初の買い手から商品を取り戻し、銀行券で直接に「市場で商品を買う」ことで同じ結果を得ること指摘する。

この考え方に対して、建部正義は兌換中央銀行券の債務性は貴金属貨幣に対する請求権であり、西川の「空想上の弁済」は、不換中央銀行券の発行の背後に生産・流通上の裏付

⁶⁷ 小栗 [2010] 10 頁参照。

けがあるということの単なる確認に過ぎないと批判する⁶⁸。不換中央銀行券の本質は商品価値の章標であり、その流通の原因は国家権力による強制力に帰するとしている。確かに、兌換中央銀行券時代では、銀行券の債務性に対する最も直接的な理解は、所有者が銀行券を発行銀行に持ち込んで、銀行券の兌換によって、貴金属貨幣を入手し、債権・債務関係を消滅させることである。兌換中央銀行券による支払いの実質は銀行の金庫にある貴金属貨幣の所有権の移転ということである。

しかしながら、このような考え方は、銀行券の兌換という行動に対する理解を誤っているように思われる。銀行券の兌換は、銀行券の債務性の1つの表現に過ぎないと理解すべきである。岩井克人は、個人や私企業の発行した債券であれば弁済請求に対して、「自分の他の資産を取り崩して指定の金額を支払わなければならない」のに対し、現代の中央銀行券の場合は「全く同額の銀行券を手渡せばよい」ので、「中央銀行にとって、支払いのために他の資産を取り崩す必要など全くない」として「返済する必要のない負債」としている⁶⁹。確かに、兌換中央銀行券では、兌換請求に対して中央銀行は自分の貴金属貨幣準備という資産を取り崩し、銀行券という債務を返済する。だが、取引先銀行が中央銀行券を持ち込むことによって借入を返済する場合も、中央銀行はそのバランスシートにおいて貸出債権という資産を取り崩し、同時に銀行券という債務を消滅させる。この両者とも、中央銀行はなんらかの資産を取り崩して、債務を消滅させている。つまり、兌換中央銀行券の債務性の表現には2つがあり、1つは銀行券の兌換による債権・債務関係の消滅であり、もう1つは貸出の返済による中央銀行勘定の債権・債務関係の消滅である。その両者の区別は、取り崩す銀行の資産の形だけである。銀行券の兌換による還流と返済による還流は、ともに銀行券の債務性の表現なのである。したがって、銀行券の兌換は、銀行券による返済と同じく、銀行券の債務性の一つの表現に過ぎないのであり、不換中央銀行券であっても、それによる返済に対して貸出債権という「他の資産を取り崩す必要」がある以上、「返済する必要のない負債」という指摘は妥当ではない。不換中央銀行券の場合でも、返済還流によって貸出債権と銀行券債務が消滅することが、その債務性の本質である。

⁶⁸ 建部 [1997] 67-71 頁参照。

⁶⁹ 岩井 [1985] 117-119 頁参照。

終わりに

公権力の介入によって半官半民の曖昧な存在として諸銀行の準備を集中する中央銀行が成立すると、もはや民間の銀行にとって発券の意義は失われることになる。自らの銀行券の発行が下位銀行の準備の預託を伴わないのであれば、自らの顧客の現金需要に応えることができるとしても、印刷・偽造防止等の発券のコストは負担となる。民間の銀行にとって中央銀行券は自らの債務ではなく、金貨幣と同様にその入手は支払準備を取り崩すことになるが、中央銀行が迅速に準備の補充のための信用供与に応じるのであれば、「安全性の見地」からも発券を放棄し預金銀行に転じることになる。したがって、銀行システムによる金貨幣の排除というキャッシュレス化については、中央銀行の成立によるその徹底までを含めても、基本的にはこれまでの理論的な説明で理解することができよう⁷⁰。

こうして銀行は発券銀行としての中央銀行と、預金銀行とに分化して一国の社会的再生産過程を包括するに至り、預金と銀行券という銀行の債務が準備や決済の手段として機能し支払請求されることなく債務のまま流通する一般的・恒常的な信用創造の機構の完成が達成された。一般的流通に残る現金需要は中央銀行券で満たされ、国内の最終的な決済も中央銀行の債務である準備預金の振替で完了する。中央銀行による「銀行の銀行」としての信用供与も準備預金の預金設定で行われ、中央銀行券の発行は現金需要に応えるための受動的な性格にすぎない。

預金決済システムの発達は、中央銀行券による決済の必要性を低下させ、その件数は以前より大幅に減少した。だが、手形、小切手、銀行預金振替等の中央銀行券を利用しない決済手段はそれぞれの限界性があるので、依然として中央銀行券が「現金通貨」として機能する必要は残っている。しかし個々の利用者にとって、購買や決済のために中央銀行券を引出したり、取得した中央銀行券を銀行に預金したりすることは効率的とは言えない。中央銀行にとっても発券に伴う印刷・偽造防止や運送等のコストが必要である。次の章は、決済手段としてそれぞれの銀行信用の限界性を明確にした上で、現金としての中央銀行券を排除するという意味でのキャッシュレス決済の考察に移ることにする。

⁷⁰ なお、銀行間組織の一元化が国家の介入に基づく以上、その範囲は国境によって制限されるため、中心地の複数性が完全に克服されることにはならない。国際的な決済におけるキャッシュレス化については、さらに中央銀行券の不換化や国際清算組織の設立等も踏まえた検討が必要である。

第3章 キャッシュレス決済について

はじめに

前の部分では、銀行システムの形成と発展を整理し、金貨幣等現金通貨の排除という意味のキャッシュレス決済実現の過程を明確にした。本章では、今日の中央銀行券を排除するキャッシュレス決済に関する研究を振り返り、存在する問題を明確にしながら、「キャッシュレス決済」に関する諸問題を分析する。

1 決済手段としての銀行信用

銀行信用の本質は、銀行に対する債務の請求権である。商業信用（例えば、手形）と比べて、銀行信用は時期、金額等における限界性を乗り越え、より一般的な決済手段として機能している。しかし、個別銀行の信用は、発行銀行の地域と産業部門の限界性によって、一般的な決済手段とは言えない。銀行は、組織化を通じて、地域的・産業部門的な限界性を克服し、自分の債務（信用）を一般的な決済手段に変貌させた。

前の章では、銀行券の誕生から発券独占の中央銀行体制が確立するまでの過程を振り返った。商業信用における個別性による限界を打開する一般的・恒常的な信用創造の機構として、銀行は自らの個々の資本としての地域的・産業部門的な限界性を克服するために、銀行間の手形交換と準備預託の組織を形成する。このシステムに社会的再生産過程が包摂されることによって、預金の持ち手変換という効率的な決済方式の下、与信によって創造された銀行の債務が債務のまま流通するという信用創造の基盤が形成され、金貨幣による決済の消滅という「キャッシュレス化」が可能となる。金貨幣の決済手段としての機能が銀行信用によって代替された後、決済手段としての銀行信用には、基本的には銀行預金と銀行券の2種類があるが、銀行システムの発展に伴って、銀行にとって銀行券と預金の意義は変化した。

一般的流通を中心に現金による決済を要する場面が残存し、現金を求めて預金が引き出される場合、銀行は金貨幣ではなく、銀行券で応じることを求める。だが、地域的・産業部門的な限界性によって〈直接的・間接的な信用〉を集めることができない銀行は自らの銀行券で預金の引出へ対応しても、すぐ兌換されてしまう。それに対して、卸売—小売と

いう商業機構において卸売機能の集中する中心地の大銀行はより多くの〈直接的・間接的な信用〉を集めることができ、その銀行券は労働者にも受け入れられる。他の銀行は、自己の資産の一部を準備として中心地の大銀行に預託し、垂直的な預託関係が展開される。下位行となった地方などの諸銀行は、預金引き出しに対しては、上位行となった大銀行の銀行券を引き出して対応する。中心地の複数の大銀行が銀行券の発行銀行になり、他の銀行は預金銀行に転化した。こうして、多数の銀行は銀行券の発行から離脱し、銀行券の発行は中心地にある大銀行へ集中する。

続いて前の部分では、中心地の大銀行の間での水平的な銀行間組織形成の可能性を検討した。「発券集中」体制が確立し、発券銀行としての中心地の上位行が、垂直的な準備預託と決済の機構の頂点として広汎な地域・産業部門からの〈直接的・間接的な信用〉を集中するとしても、そうした機関の数が1つになることまでは示されていない。それらの上位行間の決済のキャッシュレス決済の実現は、さらに準備金委託と清算の機関―「銀行の銀行」としての中央銀行の存在を必要とする。ただし、そのような中心的な清算機関の成立に対する要請が銀行券の独占発行体制を生み出すとまでは言えず、後述するように「半官半民」の機関として中央銀行が介入することで銀行券の発行は中央銀行に独占される。

銀行間組織の形成によって、同じ銀行で口座をもつ資本同士間のみならず、同じ銀行間組織に所属する異なる銀行間の預金振替が可能になる。産業資本にとって、預金決済の効率性が大幅に向上し、銀行券決済よりも決済の費用は低くなった。そして、中央銀行制度が確立した後になると、一定範囲内（通常は一国）の銀行がすべて中央銀行システムに組み込まれて、預金決済の利便性はさらに上昇する。結果として、預金決済は資本間の主要の決済手段になる。預金銀行化した商業銀行にとって、預金設定が唯一の信用創造の手段となる。

預金債務の請求に対する銀行券の支払は、もはや自己の債務証書による購買・決済手段の提供という性格を失い、金貨幣の支払と同様に中央銀行券という資産の支払であり、債務発行の準備の取り崩しである。預金銀行に変貌した商業銀行にとって、中央銀行券による債務の履行は、準備金の流出を意味することとなった。中央銀行の信用創造は、主として手形再割引や国債等買いオペレーションによって、商業銀行に対する預金設定を通じて行なわれている。中央銀行券の発行は、基本的にいわゆる公衆の「現金需要」に応じた商業銀行からの預金引出への受動的な対応である。このような状況で、中央銀行券の発行に伴う印刷・偽造防止や運送等の費用は、中央銀行のコストとなる。その意味で、中央銀行

券の発行は、公衆に「いつでもどこでも」利用できる利便性が高い決済手段を提供するという「公共性」をもつ反面、中央銀行にとってもはや信用創造の方法としてのその積極的な意味を失っている。商業銀行にとっては、預金の引出に中央銀行券で対応することは自分の準備を取り崩して対応することになり、与信活動とは言えない。商業銀行にとっては、大量の決済が中央銀行券で行なわれると、預金が中央銀行券として流出することになる。この中央銀行券の流出による準備の減少分は中央銀行の信用創造で補填されるものの、この場合、商業銀行は実質的に中央銀行から借り入れた銀行券を受信者に貸し出すという「仲介」機能と化し、自分の信用で購買力を創出する力を失っている。与信の滞留による支払準備金に対する「第二次的」な補強⁷¹という機能もなくなり、商業銀行の与信能力を低下させる。また、商業銀行にとっては、預金振替による決済で発生する決済手数料も1つの収入である。そして、中央銀行券の引出への対応のため、大量のATMと窓口を維持する必要があり、その維持費用は商業銀行の経営費用となる。商業銀行にとって、預金がそのまま決済手段として利用されることが望ましい。

銀行券の発行独占に対して、銀行預金は分散的に発行され、商業銀行の重要な与信手段として機能している。資本にとって、銀行決済システムが確立した後、銀行預金は決済手段と受信手段の両面の機能がある。銀行間の決済・清算機構の存在によって、当座預金口座を保有する資本にとって、銀行預金の分散発行という特性は決済上の利便性に影響しない。

しかし、小額決済が多数となる小売段階—とりわけ労働者と零細小売業者—では、銀行の当座性預金口座の保有を前提としたその持ち手変換が一般的とはなり難い。労働者と零細小売業者にとっては、日常決済の大半は小額かつ多頻度である。預金決済のためにその都度銀行の窓口で支払指図することは負担が大きく、小切手による支払指図も、売手にとって、全く知らない相手の預金残高や偽造等への不安が妨げとなる。また、銀行間の決済機構を利用するために決済が完了するまでに一定の時間を要し、費用も生じることになる。こうした負担は、決済金額の大きい産業資本等には問題とならなくとも、決済の金額が小さく、決済の頻度が高い零細小売業者と消費者にとっては無視できないコストとなる。こうした銀行間の組織的な決済の機構の非効率性を解決するために、商業銀行は他の形で銀行預金に基づいた—最終的には銀行間組織で決済されるとしても—より早くかつ低費用

⁷¹ 山口 [1984] 121 頁。

で支払指図を伝達しうる決済ツール（例えば、デビットカード、クレジットカード等）を導入してきた。だが、そのような新型決済ツールの導入は一定程度預金振替の非効率性を解消はするが、相応の機械の維持費用などが売手の経営コストとなり、また決済毎に生じる手数料も依然存在する。

情報技術を利用した電子的な支払指図は、個別銀行内での預金決済の効率性を高めるものの、私的な資本としての個別銀行の地域的・産業部門的な限界性が伴う。例えば、中国で日本語能力試験に参加するために受験料を支払う場合、工商銀行と招商銀行のデビットカードしか利用できない。結果として、販売者はこうした銀行預金決済ツールを導入する場合、必要な機械や装置などを複数用意することになる。そのような状況を改善するために、銀行は決済グループを設立し（例えば、中国の銀聯）、あるいは特定の会社の決済システムに参加する（例えば、JCB、VISA、AMEX）。だが、そのような預金決済システムの間で競争関係が依然存在しており、売手が多大な負担を払わなければ特定の預金決済システムしか使えない状態である。結果として、中央銀行券という「現金」による決済は依然残留している。

中央銀行券は決済手段として、銀行側と利用者側いずれに対しても非効率性がある。決済用の中央銀行券を預金口座から引き出す場合、銀行の窓口やATM等に行く必要があること、保管・運送費用がかかること等非効率的な側面がある。銀行にとっては、窓口やATMの維持は経営費用となる。したがって、そのような非効率性の存在によって、銀行と利用者にとっては中央銀行券より利便性が高い決済手段の普及が望ましい。特に、銀行にとって、自分の債務として、利便性が高い決済手段の登場が望ましい。また、銀行預金と中央銀行券決済の非効率性はAli-Payのようなキャッシュレス決済手段が急速に普及した原因の1つである。

2 電子決済とは

こうした銀行券決済の非効率性のために、現在ではキャッシュレス決済は、金貨幣というよりも銀行券を利用しない決済を意味するようになった。今日では、電子マネー等の新型決済手段のみならず、預金振替やクレジットカード等の「伝統的な」非現金決済手段にしても、電子技術に依存している。そのため、キャッシュレス決済＝電子決済というイメージが強い。

中央銀行券による現金決済を回避するため、銀行システムの外部にも様々な決済方式が存在しており、商業信用ないしは銀行を介在しない信用関係も含めて、決済の具体的な需要に応じて有利な方式が選択されている。

例えば、Nanaco などに代表される前払い式の「電子マネー」は、ポイント還元というメリットを提供しつつ顧客からの事前チャージにより商品・サービスへの請求権を発行するという回数券に類似したサービスである。セブンイレブンなどの発行者のグループ企業内での購入だけでなく、マクドナルドなどの連携企業でも、利用者は発行者に対する債権を連携企業に譲渡するという形で Nanaco を決済手段として利用しハンバーガーを購入できる。これらでの利用が予想される範囲内であれば利用者は事前チャージを選ぶことが可能であり、発行側にとっては自身の信用を利用し、積極的な受信行動によって販売過程の確定化をはかる行為であるとともに、双方にとって中央銀行券や硬貨による現金決済に伴う諸費用の節約となっている⁷²。

連携企業が多くなれば、それだけ決済手段としての機能は高まるとはいえ、利用範囲は発行者と連携企業の業務内に限定され、一回の利用によって発行者の財・サービスとの相殺、あるいは発行者と連携企業との間の決済によって消滅し、利用者間の譲渡やチャージした金額の払い戻しもなされない。銀行券や預金と比べて通貨としての機能は不完全であり、現金決済の非効率性を軽減するものとして、銀行主導の決済システムを補うものとして機能しており、銀行との間で代替・競争的な関係にある訳ではない。

それに対して、一回の利用で消滅することなく広汎に利用され続ける新たな個人決済の「キャッシュレス決済」ツールも登場している。特に中国では、「第三者決済」⁷³と呼ばれている新型の決済ツールの決済総額は 2020 年第 2 四半期にはすでに約 56.9 兆元の規模に至っている⁷⁴。

中央銀行券による現金決済との競合や代替という点からすれば、そうしたツールの普及の原因として、まずはその利便性や費用、および安全性における中央銀行券との相違が注目されるであろう。例えば、趙は「偽札の横行によるユーザーの現金への不信」や、「モバイル決済による個人間送金サービスの無料化」、Ali-Pay や WeChat-Pay による「潤沢な資金力」を活かした「大規模なプロモーションキャンペーン」等を新型のキャッシュレス決

⁷² PiTaPa などの後払い方式の「電子マネー」の場合も、利用実績に応じた割引サービスを提供することで利用を促進し、銀行券・硬貨の利用に伴う取扱費用の節約を目的としている。

⁷³ 人民銀行は公式には「非銀行支付机构」（非銀行類決済機構、著者訳）と呼んでいる。

⁷⁴ 人民銀行「货币当局资产负债表」参照。

決済手段の普及の要因として指摘している⁷⁵。また、朱は趙が指摘する利用者側のメリットに加えて、導入の簡単さ、決済手数料の低下等の販売側のメリットもその普及の原因として捉えている⁷⁶。しかし、銀行券は整数金額や一覧払等の利便性等だけで受け入れられた訳ではなく、銀行間の組織化を通じて地域的・産業部門的な限界性を乗り越えて広く〈間接的な信用〉を集中する銀行券が選別されていくことが必要であった。こうした銀行による決済機構の分析によって明らかとなった決済ツールの性格を踏まえながら、本章では、電子決済に関する従来の研究に存在する問題点の検討を行う。

2. 1 電子決済の分類方法

木下・日向野・木寅は、『電子決済』という用語を、『オープン・ネットワーク』を用いた『決済方法』を表すものとする。ここでの「決済方法」という用語の意味は、「取引当事者が、取引対象である財・サービスの相互交換以外の手段で、相互の債権・債務関係を解消させるために行う一連の『データ』交換の手順」である。そして、決済の際に、少なくとも片手の当事者は、相手の引き渡す財・サービスの対価として「価値」を引き渡すこととなる。こうして、電子決済は「人々がその『データ』自体に『価値』があると信認しており、これを受信した時点において受取人が決済完了を認識することができる決済方法」と理解されている⁷⁷。

それに対して、「電子マネー及び電子決済に関する懇談会」の報告書（以下では「報告書」と略称）⁷⁸は、電子決済を「決済手段の電子化」と「決済方法の電子化」に区分している。前者は、「貨幣価値の電子化」、ないし「利用者の保持する電子機器に記録されたデジタル・データがそれ自体『価値』を有するものとされ、これを交換又は増減することにより決済を行うもの」とされている。他方、後者については、「利用者が決済のための『価値』の移転を第三者に対して指図する場合にその指図を電子機器や通信機器を通じた電子的な方法により行うものであり、インターネットを通じた銀行振替やクレジット決済等の新たな決済サービスに加え、現在広く利用されている ATM を通じた振込やクレジットカードによる

⁷⁵ 趙 [2018] 30 頁。

⁷⁶ 朱 [2019] 12 頁参照。また、財務省の田邊は中国でキャッシュレス化が生活に深く浸透した理由としてスマートフォンの普及に加え「現金の安全性（偽札問題）、透明性（脱税問題）、コスト（印刷・流通コスト）にかかる課題」を指摘している。（田邊 [2018] : 54 頁）日本銀行の副総裁の雨宮も、現金携帯の安定性等、「治安の良さ」や偽造の少なさ、「現金に対する信頼」を日本のキャッシュレス決済の普及が緩慢である理由として指摘している。（雨宮 [2019] 3 頁）

⁷⁷ 木下・日向野・木寅 [1997] 25 頁参照。

⁷⁸ 金融制度調査会 [1997]

決済もこれに含めて考えることができる」と説明されている。また、「報告書」では「決済手段の電子化」が「ストアードバリュー型」、「決済方法の電子化」が「アクセス型」とも呼ばれている⁷⁹。

そして、「電子決済技術と金融政策運営との関連を考えるフォーラム」中間報告書（以下「中間報告書」と略称）⁸⁰では、ICカード、暗号、通信ネットワーク等の情報通信技術を利用した決済サービスを「電子決済手段」と呼んでいる。そして「電子決済手段」を金銭的価値の存在場所や決済の仕組みに応じて、「ストアードバリュー型商品（＝電子マネー）」と「アクセス型商品」に区分している⁸¹。「アクセス型」については以下のように記述している。「預金振替等の集中処理型の決済手段に対して、インターネット等のネットワークや汎用のパソコン等を用いて遠隔地から支払指示を行うことにより電子的に決済を行う手段である。アクセス型商品における金銭的価値は利用者の手元ではなく、常に銀行の預金口座等決済手段の提供主体に存在する⁸²。そして、「ストアードバリュー型商品」は「現・預金と引換えに発行された電子的な情報である金銭的価値（または金銭的価値への請求権）を、資金の保有者自身が管理するICカードやパソコン上のソフトウェア等に蓄えておき、財・サービスの購入時にこれを取引相手に引き渡す、またはこれを書き換えることによって電子的に決済を行う手段」とされている⁸³。

こうした1990年代に「電子マネー」の登場を機に検討された電子決済の定義や理解は、果たして十分なものであったのか、その後の発展も踏まえて再検討していこう。

木下・日向野・木寅は、電子決済において交換される「データ」自体に「価値」があることを確信しており、その「データ」を受信した時点で受取人が「決済の完了」と認識していた。つまり、この「データ」を「電子現金」と認識している。この認識は、「報告書」においてもみられる。そこでは「決済手段の電子化」という概念が「貨幣価値の電子化」として説明されている。そして、「中間報告書」でも「ストアードバリュー型商品」において、「電子的な情報である金銭的価値」が引き渡されると認識されていた。

このような認識は、銀行券等の「現金」が「価値」として譲渡されるということとの形式的な類似性にばかり目を向け、電子マネーによる決済の背後にある債権・債務関係の相

⁷⁹ 同上 第2章 電子マネー・電子決済の現状 3. 電子マネー・電子決済の類型 (1) 電子マネー・電子決済の分類

⁸⁰ 日本銀行 [1999]

⁸¹ 同上 6-7 頁参照。

⁸² 同上 9 頁。

⁸³ 同上 8 頁参照。

殺や振替等を見逃している点に問題がある。例えば、Nanacoという電子マネーを決済手段として、マクドナルドでハンバーガーを購入する際に、ハンバーガーの価額と同額の「価値」が利用者のICカードからマクドナルドに移転される。だがそれだけでは決済の過程はまだ完了とはいえないだろう。確かに、利用者側から見れば、その「価値」が渡された時点で、決済は完了するが、Nanacoの発行者としてのセブンイレブン⁸⁴とマクドナルドの間での債権・債務関係の清算はまだ完了していない。もし、セブンイレブンが清算する前に破綻したら、該当金額の債務は不渡りになる。

では、このようなものはどう理解すればよいか。ここで、「中間報告書」では、「ストアードバリュー型」において引き渡される電子的情報を「金銭的価値」としつつも、それに「(または金銭的価値への請求権)」という留保を付していた点に注意しよう。つまり、フォーラムの一部の参加者は、そのデータが「請求権」という債権であることを認識している⁸⁵。銀行決済システムの発展の経緯と同様に、信用(債務)という視点からこの「決済手段の電子化」を理解すべきであろう。銀行の場合、自分の債務としての預金・銀行券を現金の代わりに、決済手段として提供している。そして、利用者による預金・銀行券の保有は、銀行にの債務の保有であって、銀行に対する「与信」である。Nanacoの場合も、サービスを開始した当初の時点では、利用者が自分のICカードの中にチャージしたものは、もっぱらセブンイレブンの商品に対するその金額分の請求権であった。Nanacoによる商品購入は、その請求権の行使＝利用者と発行主体間の債権・債務関係の清算であった。その後現在では、請求権の対象は多数の連携企業に対する財・サービスへと広がっている。前の例のように、マクドナルドでハンバーガーを購入する際に、銀行の債務ではなく、セブンイレブンへの「請求権」という債務が決済手段として使われているのである。中間者となる利用者は銀行券と同様に免責されることによって支払いを完了させるのであるが、債務者としてのセブンイレブンと債権を譲渡されたマクドナルドの間の清算はなお残っている。

⁸⁴ 正確に言えば、Nanacoの発行者主体はセブン&アイ・ホールディングス傘下のセブンカードサービスである。そのサービス開始時点では、セブンイレブンの店舗のみでの取扱であったこともあり、以下でもセブンイレブンと称することとする。

⁸⁵ 「中間報告書」では、「比較的多数の委員」に支持された考え方として、電子マネーを「決済手段として利用し得る、新たな民間銀行負債の1形態」とする認識も示されている。すなわち、電子マネーの発行により決済業務に新規参入する企業を新たな「民間銀行」と捉えて、電子マネーを「新型預金」の登場と「割り切って」理解するという考え方である。ここで、電子マネーを「現金」ではなく「預金」と捉える意味は、それ自体はファイナリティを持たず、「現金(中央銀行券)に100%払い戻すことができる」という保証あるいは信頼なくして、広範に流通するとは考えにくいことに注意を向ける点にある。電子マネーを発行者の債務と捉える点は同意できるが、その流通の原因や「債務」の発行における、商業銀行の預金や銀行券との相違については、後の部分で検討を行う。(日本銀行[1999]20-21頁参照。)

したがって、Nanacoの残高は、発行主体としてのセブンイレブンの債務であり、利用者はその財・サービスの請求権という債権の保有という与信をもとに、発行側が提供する現金・預金より便利な決済サービスを楽しむ。

また、「報告書」と「中間報告書」における「アクセス型」の説明では、ともに「移転の指図」をされる対象として想定されているのは主に銀行預金である。つまり、「決済方法の電子化」は預金等銀行の債務に対する電子技術を使用した支払指図であり、この「価値」は利用者の「手元」ではなく、銀行という主体に所在している。こうした「アクセス型」の費用・時間が多大であった当時の状況下では、電子マネーはもっぱら手元の価値交換で完結する「ストアードバリュー型」として認識しうる形で決済サービスを提供していた。しかし、現在では前例のNanacoでもセブンApp等の登場により、利用者は即時に自分のカード内残高をスマホ等で確認できる一方で、セブンイレブンのホストコンピューターにも同じ情報が保存されている。

したがって、電子マネーと「決済方法の電子化」をその「価値」の所在や、集中処理の有無で分類することは妥当ではない。前述の通り、Nanaco や Suica 等の財やサービスの販売者の発行する電子マネーの残高は、手元の IC カードおよび／もしくは発行主体のホストコンピューターに記録された発行主体の債務であり、銀行券・預金等銀行債務と引き換えに、発行主体に対する財・サービスの請求権という債務を発行し、決済手段として使用するものである⁸⁶。

Ali-Payなどの最近の決済ツールについても、そうした分類方法では位置づけが曖昧である。Ali-Payは、利用者からみれば、スマホやパソコンなどのデバイスで口座の残高を即時に取引相手に引き渡すことができるという点で「ストアードバリュー型」の特徴をもっている。しかし、Ali-Payの残高は、利用者手元のデバイスではなく、決済サービスの提供者であるAli-Payのサーバーに保存されている。そしてAli-Payによる決済は支払指図によるAli-Pay口座間の残高の移転によって実現されており、QRコードなど様々なインターフェースからのその支払指示はインターネットを通じて送られている。こうした点は、「アクセス型」の特徴である。

⁸⁶ ビットコインのような「仮想通貨」は、発行主体の「債務」ではなく、本論文で対象としている新型決済ツールとは異なることに注意すべきであろう。その価値が激しく変動しているビットコインを投機的に保有する動機は、従来の商品貨幣の保有動機と明らかに違いであり、2019年信用理論研究会春季大会で、竹内晴夫の報告で指摘されているように「自身に商品性が乏しい電子情報」についての「保有動機」という問題から考察が必要である。貨幣の本質の根本的な考察に基づく「仮想通貨」の本質に関する検討については、次稿以降で展開することとしたい。

スマホの急速な普及などを背景に、銀行による新しい決済ツールも含めた様々な決済サービスは、価値の所在や支払指示の伝達方法といった点では差のないものとなっている。

それではどのような分類が適当であろうか。中国では、Ali-Payなどの新しい決済ツールは、決済の双方及び銀行以外のサービス提供者によるものという意味で「第三者決済」と呼ばれている。決済サービスが、そのサービス提供者の債務をツールとしていることからすると、このような決済サービスの提供主体の種類による特徴をみていくことが必要であろう⁸⁷。

2. 2 電子決済手段の流通と普及

前述のNanacoは、決済手段としての利用は1回にとどまり、発行企業と連携企業間で銀行預金によって決済されるものであった。こうした決済サービスでは、債権、債務関係の解消を図るための「前段階たる情報処理・伝達の技術革新が猛烈に進んだだけ」⁸⁸との評価が妥当することになろう。新たな電子決済手段が銀行決済システムに対する新たな進化と呼びうるかは、それが既存の決済システムの外部で一定程度普及し転々と流通し続けるかどうかにかかっている。

「中間報告書」は、電子決済手段が既存の決済システムの外部で普及する可能性を検討し、「ストアードバリュー型商品は分散処理であり、既に技術的には転々流通性を有している製品も存在するが、現時点では実際に電子的価値を転々流通させているケースが少ない。その理由としては、一般受容性の低さ等が考えられるが、それらがクリアされれば、実際に電子的価値を直接関係者間でやり取りするだけで決済を完了させてしまうケースが増えてくると考えられる」として、「このように、電子決済手段を用いることにより、将来的に既存銀行間決済システムの外での決済が普及する可能性は否定できない」⁸⁹と指摘している。銀行間決済システムの「外」という意味は必ずしも明確にされていないが、ここでは銀行の債務（信用）ではない他の決済手段が普及し、転々と流通を続けるという事態について検討を行う。

なお、「転々流通性」を有するものが必ず「決済完了性」を有するわけではない。例えば、

⁸⁷ 吉田暁や山口は、小切手等既存の決済手段との同質性を強調し、電子マネーによる決済は預金振替の指図の伝達を電子化したものにすぎないとしている（吉田 [2002] 56-58、79 頁、山口 [2006] 41-47 頁）。それに対して竹内は、電子マネーにおいて決済手段として機能しているのは銀行預金ではなく発行体の価値であると指摘し、原理的な信用貨幣論の視角からその流通範囲が発行体と加盟店のネットワークを超えないことなどを論じている（竹内 [2013] 158-163 頁）。

⁸⁸ 建部 [1997] 52 頁。

⁸⁹ 日本銀行 [1999] 18 頁。

手形という決済手段は、「流通性」を与えるために、「裏書き」による譲渡という連帯保証人制度が導入されている。そのため、手形で支払った後も、債務者が最終的に決済するまでは「完了」とはいえず、債務不履行の場合連帯責任人として、遡及して請求される恐れがある。他方、前例の Nanaco は、利用者がチャージした時点でその金額に相当する残高は「貨幣」としての性格を失って、発行主体の財・サービスに対する請求権となるのだが、Nanaco 決済を導入した連携企業の商品・サービスと引換えに譲渡された場合でも、手形と異なり「中間者免責」という仕組みによって「決済完了性」を有するのである。Nanaco が転々流通を続けないのは、「一般受容性の低さ」によるものではなく、利用者の一度の購入によって清算されるという仕組みによるのであり、使用対象の拡大も「一般受容性」の高まりではなく、連携企業との間での「中間者免責」によるものであって、譲渡された連携企業は発行主体との間で既存の銀行間決済システムにおいて清算を図るのである。

ここで、「一般受容性」という概念を検討しておこう。「一般受容性」は「ある資産を支払い手段にあてるときに、誰にも、そしていつでも受取ってもらえるという性質」⁹⁰とされている。しかし、厳密に言えば、たとえ現在多くの人が決済手段として認めている銀行預金という決済手段も、「一般受容性」を有するものとは言えない。金、銀等商品貨幣の場合にはその「一般受容性」は、その「受容性」が取引の両方がこの商品の使用価値の評価を共有していることのみに基づいている。それに対して銀行預金の場合の「受容性」は、決済を行う両方がともに銀行口座を有していることが前提となっているのである。その上で、決済の受取側にとって、決済手段としての預金を受け入れるためには、その発行者の支払能力が信頼できなければならない。預金等の信用貨幣の「受容性」は、その債務者の支払能力に対する信認に基づくものである。

Nanaco の場合には、一度の購入後は発行主体との間で清算されるのみであって、設計上「受容性」が制限されていたのであるが、そうした仕組み以外に電子マネーの「受容性」を規定するものが何なのかを分析するために、ここで利用者間の「振替」という機能の導入を想定してみることにしよう。すなわち、連携企業ではない利用者間で Nanaco の残高の譲渡が認められ、受け取った者がセブンイレブン等の財・サービスに対して需要があるならば、再度利用者として、その Nanaco の残高を決済手段として使えることとする。例えば、Nanaco の A と B の二人の利用者を想定する。A は B から林檎を、そして B はセブンイ

⁹⁰ 館・浜田 [1972] 13 頁。

レブンからタバコを購入しようと考えている。その際、Bにとっては、Aから受け取る資金でセブンイレブンからタバコを購入する限りにおいては、その取引の決済手段は、銀行券であっても、Nanacoの残高であっても同じであろう。BがAから受け取るNanacoの残高を使って、セブンイレブンからタバコを購入することによって、その決済は単純な二者関係ではなく、三者関係になった。AとBの取引の中で、セブンイレブンは財・サービスの販売者ではなく、銀行のように決済手段の提供者である。

次にもう一人のCを加えて分析してみる。ここで、Bはセブンイレブンではなく、Cからタバコを購入し、CはAから牛乳を購入することを仮定しよう。その3人の間で、Nanacoの残高が決済手段として転々流通するならば、現金や既存の決済システムでの清算を要しない多角的な債権・債務関係の相殺システムが形成されていることになる。

しかしこの場合でも、円環状の取引が成立するためには、この3人がNanacoというセブンイレブンの債務をそれぞれ一定の期間は保有するという「与信」が必要である。Nanacoの場合には、その債務とはセブンイレブンやその連携企業の商品に対するその金額分の請求権なので、そうした「与信」のためにはセブンイレブンが破綻しないことへの信頼だけでなく、その保有額に見合ったセブンイレブンと連携企業の財・サービスに対する需要が存在することが必要である。

NanacoやSuica等の財やサービスの販売者が発行する電子マネーは、その販売促進や販売時の利便性や費用の低下を目的とする限り、自らや連携企業の財・サービスに対する請求権を決済手段としたものにとどまる。たとえ「振替」という利用者間で転々流通する機能を加えたとしても、その「受容性」はそうした財・サービスへの需要に制約され、既存の決済システムの外部で普及するものとはなりえないであろう。

終わりに

本章では、従来の電子決済に関する研究を振り返り、その分類方法における問題を指摘し、発行主体別に検討する必要性を明らかにした。そして、NanacoやSuica等の財やサービスの販売者が発行するキャッシュレス決済手段の普及を妨げる原因を考察した。次の章では、中国では「第三者決済」に分類され、中央銀行券と近似するほどの流通性をもつに至ったAli-Payというキャッシュレス決済手段を分析し、その普及の理由を解明する。

第4章 Ali-Pay について

はじめに

中国のキャッシュレス決済市場では多数のツールが林立しているが、その中でも、その市場の9割以上をAli-PayとWeChat-Payが占め、なかでもAli-Payの占有率は5割を超え、その業務開始が最も早く⁹¹、WeChat-Pay等の後発のツールの普及はすでにAli-Payが作り上げた個人決済の利用習慣を前提としていた。この章では、Ali-Payが他のキャッシュレス決済手段と異なり、なぜ銀行券に代替するような一般的流通の購買・決済手段として普及できたのかをさらに立ち入って考察していこう。

1 Ali-Pay とは

1. 1 Ali-Pay の誕生

21世紀に入り、中国のネットショッピングは急速に発展している。Ali-Pay最初はネット上の取引のため開発した決済手段である。

Ali-Payの運営会社Alibabaは中国最大規模のネット市場——「TaoBao」を運営している。TaoBaoは日本の楽天市場と同様に、ネット上の販売者と消費者の仲介機関である。大量のオンライン販売者が集まり、Alibabaはその集まった販売者を管理し、商品販売の決済サービスを提供している。現金での対面取引の場合、購買代金の支払と商品の引渡はほぼ同時に行われ、売手と買手の債権・債務関係は即時に決済される⁹²。だが、ネット市場では、売手の発送から買手の手元への到着までに一定の時間が必要であり、貨幣の支払と商品の譲渡との間で時間的なズレが生じる。この場合、売手が買手を信用して商品到着後に代金の支払を受けるか、逆に買手が売手を信用し代金を先に支払った後に商品が発送されるかのいずれかの信用が成り立たなければ、取引の成立も不可能となるが、ネットを通じた取引ではそうした信用関係の成立が困難な場合が多い。

⁹¹ iResearch[2020]参照。Ali-Payの占有率は55.4%、WeChat-Payの占有率は38.8%となっている。なお、Ali-Payの業務開始は2003年である。

⁹² クレジットカード等の決済手段の利用では、財・サービスの受取と代金の支払の間で時間的なズレが存在しているが、売手と買手間の債権・債務の決済は完了しており、残るのはカード会社と買手、売手とカード会社という別々の債権・債務関係である。

このような状況で、取引両方が同時に信用できる第三者の仲介に対する要請が生じる。中国最大規模のネット市場「TaoBao (淘宝)」を運営している Alibaba がその要請に応じて導入したのが Ali-Pay である。なお、アメリカなどの先進国のネット市場では、クレジットカードの発行者等が第三者の役割を果たし、アマゾン等の運営者はクレジットカードへの請求のタイミングを掌握することで対処している。しかし、クレジットカードの普及率が低い中国では、異なる解決策が必要である⁹³。そこで、TaoBao での取引では、買手は商品の購入代金はまず売手にではなく Ali-Pay に預けられ Alibaba の負債として「途中資金」が形成される⁹⁴。仲介者として Alibaba は Ali-Pay での入金を確認した後、売手に商品発送の指図を出す。買手が商品を受け取ったことが確認されると、Ali-Pay によってその代金が売手に支払われる。取引中にトラブルが発生した場合、クレジットカード等の利用と違って Alibaba 自身が即日に資金の支払を停止できる。このように、プラットフォームの提供者という相対的に信用力が高い主体の仲介によって取引の成立が促進された結果、銀行の信用代位とは異なった形ではあるが、買手と売手の債権・債務関係は Ali-Pay との債権・債務関係に転化している。

こうした経緯から、売手が売上を銀行預金等他の資産に変換できるよう Ali-Pay は出金機能を有するが、そのまま保有することも可能である。出店者の多くは自ら買手ともなる個人事業者であり、個人間の取引も増加しており、さらに検索の容易さから自分の需要に適合するものを簡単に探し出すことができるといった優位性によって一部の生産手段の販売も進んでいたという TaoBao の特徴のため、今や中国人口の半分もの参加者を擁する巨大な市場⁹⁵での決済手段である Ali-Pay の残高をそのまま購入準備として保有する利便性は高い。具体的に言えば、Ali-Pay 口座内残高の一部は、銀行預金に転化せずに次の消費で利用されるという形で債務のまま決済に利用され、また次の消費のための準備として保有され続ける。例えば、ある利用者 A が、B から 2000 円のものを購入し、C に商品を販売し 3000 円を受け取るといった銀行券による現金取引であった小口決済を Ali-Pay で行なうようになった場合、決済尻の 1000 円を銀行預金に戻さず、後の利用のために残高とし

⁹³ 中国人民銀行の統計によると、2008 年の 1 人あたりのクレジットカードの保有枚数は 0.17 枚、2016 年でも 0.31 枚である。日本の場合には 1 人あたり 2.8 (2020 年 3 月末、日本クレジット協会調べ) である。

⁹⁴ Ali-Pay 内部では、利用者の口座内残高である「滞留資金」に対し、ネット取引中に一時的に預託されている資金を「途中資金」と読んでいる (蔣軍[2020]: 244-245 頁参照)。

⁹⁵ 2019 年年末の時点で中国の人口が 14 億人弱なのに対し、Taobao の利用者数は 7 億人を超えている (Alibaba Group [2020] 1 頁)。

て維持したとすれば、それは銀行預金を引き出して銀行券として購買の準備を保有していた部分が Ali-Pay 口座内の残高に転換していると考えられよう。

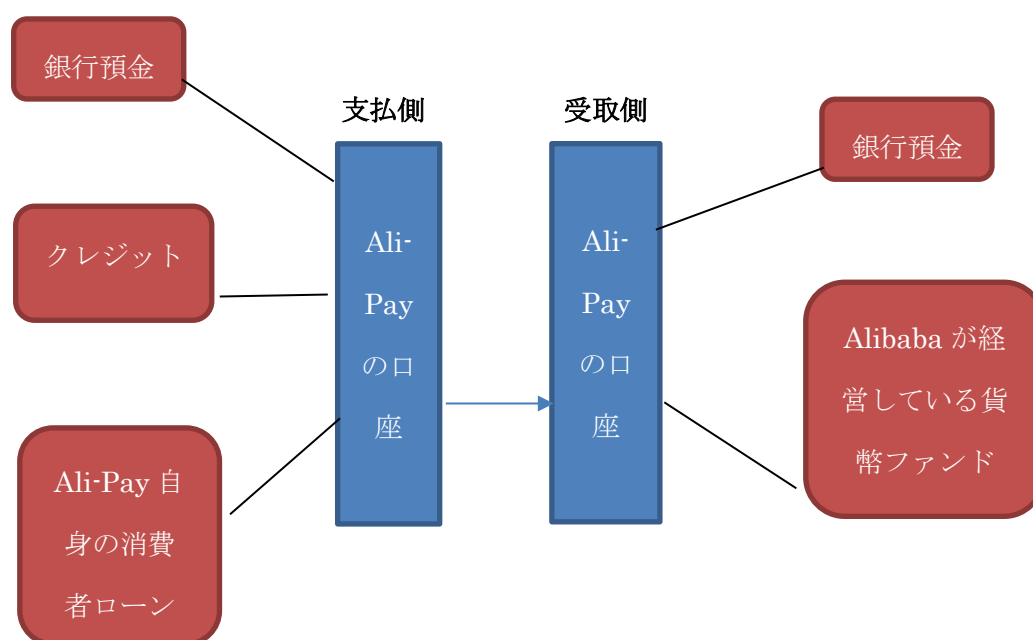


図4-1 Ali-Payの仕組み

こうして、巨大なネット市場の決済手段であることによって、Ali-Pay はその導入当初から最終消費財の多様性や地域的な分散をある程度乗り越えて、広汎な消費財の購買・決済で受け入れられるという〈間接的な信用〉を集めることができた。その上で実在のリアルな店舗での使用や個人間の送金へと Ali-pay の「取引圏」は拡大した。その基盤となったのがスマホ等個人通信デバイスの普及であることは疑いないとしても、ネットショッピングの急速な発展がもともと店舗を営んでいる企業の出店や、そのプラットフォーム上での個人間の取引の増加を伴っていたこと、そのためすでに多くの企業・個人事業主や個人も、オンライン上で Ali-pay の口座を保有し利用していたことが、モバイル決済の普及を可能にしたのである⁹⁶。

利用場面が実在のリアルな店舗や個人間の送金に広がったことで TaoBao を利用しない人も Ali-Pay の利用者となった。Ali-pay は払い戻しの機能を有しているが、この払い戻しの保証というよりも多様な最終消費財の売手に受け取られることによって Ali-Pay はそ

⁹⁶ Ali-Pay の普及に関して、趙・水ノ上も Ali-Pay と TaoBao の相乗関係に注目している。ただ、主に Ali-Pay の導入が TaoBao の発展を支えた側面が強調され、また Ali-Pay と TaoBao は Alibaba が巨大なプラットフォームに成長することを可能とした2つのキラーコンテンツという位置付けである。(趙・水ノ上 [2020] 37-39 頁、45-47 頁参照。)

のまま保有され流通を続ける。銀行券という銀行の債務によって行なわれていた決済が、今は Ali-Pay の残高（債務）で行われる。Ali-Pay というシステムにおいて、中央銀行券の保有として商業銀行からは流出していた銀行預金を集中し、実質的に多角的な相殺を實現している。Ali-Pay の利用範囲の拡大と共に、決済システム全体としての債権債務の相殺は高度化している。中央銀行が提供している銀行券という決済手段の一般流通における役割は、Ali-Pay によって代替され、個々の利用者と銀行間の銀行券の引出や預入等の取り扱いは、Ali-Pay 口座のチャージと払い戻しという行動に転化した。

こうして、巨大なネット市場のプラットフォーマーであることによって、一民間企業の債務が〈間接的な信用〉を広汎に集め、「電子マネー」のような特定の財・サービスに対する将来の請求権ではなく、広汎な支払や決済に利用しうる電子化された「財布」として中央銀行券に代替する決済手段となりえたのである。

1. 2 Ali-Pay の普及

Ali-Pay の成功を受けて他の企業や銀行もそれぞれの決済ツールを開発し始めた。例えば、中国で一番大きなネット会社 Tencent は自社の即時通信ソフトウェア「WeChat」を基に、WeChat-Pay を開発した。中国の4つの主要な商業銀行（中国銀行、中国農業銀行、中国建設銀行、中国工商銀行）も Ali-Pay と類似する各自のキャッシュレス決済ツールを開発した。

Ali-Pay 普及の原因の一端はその利便性にある。従来の銀行券や銀行預金による決済と比べて、Ali-Pay 等キャッシュレス決済手段の利便性は確かに高い。さらに、銀行預金の振替やクレジットカード等伝統的な支払手段と比べて、Ali-Pay のもう1つの利点は導入の低コストという点である。キャッシュカードやクレジットカード、あるいはNanacoのようなICカード式の電子マネーを使って決済を行う場合、売手は相応の機械を設置しなければならず、そのための固定的な場所と電力や通信環境の導入も必要である。そのため、経営コストが増加するのみならず、露天販売所等での導入も困難である。Ali-Pay の場合には、携帯用の通信環境さえあれば、QRコード一枚を印刷することで、導入が可能である。その利便性によって、今の中国では、国民にとって支払に際して現金やクレジットカードを財布から出すのではなく、スマホでQRコードをスキャンし、Ali-Pay のようなキャッシュレス決済手段を利用することが普通になっている。

しかし、ほぼ同様の利便性を有するキャッシュレス決済ツールは WeChat-Pay を除いて

Ali-Pay のように普及することはできていない。

WeChat-Pay は中国の大手通信サービス会社 Tencent が開発するキャッシュレス決済手段である。簡単に言えば、WeChat-Pay は即時通信 APP——WeChat の利用者間の送金機能である。そして、Ali-Pay と同様に、WeChat-Pay も口座内資金を銀行預金に変換するという「返金機能」を有する。現時点で、中国の WeChat の利用者数はすでに 10 億人をこえる。その巨大なプラットフォームであるテンセントが運営する WeChat-Pay は WeChat という通信 APP の膨大な数の利用者を基盤としている。すでに Ali-Pay によってキャッシュレス個人決済の普及が進み、しかも最も簡易的には Ali-Pay に加えてもう一枚の QR コードを印刷するだけで導入できる状況のもとで、販売者にとってこの潜在的な利用者数が導入を促す魅力となったと考えられる。ただその普及が一気に進んだきっかけが、「紅包」というお年玉のような祝儀を贈り合うサービスであったように、WeChat-Pay の場合にはその利用者がテンセントの提供する SNS で相互につながりネットワークを形成していることが、単に一方的に消費財の購買で利用されすぐに換金されるだけでなく、そのまま保有され流通し続けるという性質の獲得につながっていると思われる。日本の PayPay や Line-Pay 等のキャッシュレス決済の普及についても、その利便性や政府等の推進策だけからでは、その急速な普及の可否を判断することはできないであろう。

なお、財やサービスの販売者が発行する決済ツールについての限界は前章で考察しているので、ここでは銀行系のキャッシュレス決済ツールの限界性をみておこう。第 1 章で述べたように、銀行は「組織化」すなわち「銀行間組織」の形成によって地域的・産業部門的な限界性を乗り越えている。個別の銀行のレベルでは、地域的・産業部門的な限界性は依然として存在している。例えば、中国の 4 つの主要な商業銀行はその名前に表されているようにそれぞれの「得意分野」を有している。そして、資金力や経営規模等の諸事情によって、地域によってその支店の絶対数や人口当たりの支店数も異なる。例えば、彦根市内で、滋賀銀行の支店数はりそな銀行より多い。個別銀行の利用者は、特定の地域・産業部門に集中していて、Ali-Pay と WeChat-Pay のような「巨大なプラットフォーム」の役割は果たしていない。結果として、銀行間組織を通じた預金による決済機構とは異なる新たなキャッシュレス決済ツールの普及は進んでいない。だが、銀行システムの運営者としての中央銀行がキャッシュレス決済手段を導入したら、話は別である。その点については、次章で分析を行う。

Ali-Pay 残高は、基本的に他の資産からのチャージで発行され、デビットカードやクレ

ジットカード等と紐付けされている。他方、Ali-Pay は「花呗」という消費者金融サービスも展開している。利用者が簡単な身元認証手続きを行って、Ali-Pay から一定金額の Ali-Pay 残高を借入できる。Ali-Pay は、利用者の過去の消費データを活用し、それぞれの利用者に対して残高設定による貸出の異なる上限金額を設定する。また、Ali-Pay 口座内の残高が足りない場合、利用者がチャージせずに、事前登録するクレジットカード信用額やデビットカードの残高を利用して決済を行うことができる。

近年、中国のネットショッピングの規模が拡大し続けている。2016 年の「11.11 ネットショッピング祭り」の事例でその規模を確認しておこう。当日、Ali-Pay の運営会社 Alibaba が経営している「Tmall」の取引金額は人民元 1207 億元であった。スマートフォンを利用して決済を行う比率は約 82% であり、その金額はすべて Ali-Pay を通じて決済された。一日で Ali-Pay を通じて成立した決済の件数は約 10.5 億件である。その総金額の約 20% は、銀行ではなく、Ali-Pay の運営会社 Alibaba が提供している個人消費ローン「花呗」で取引を成立させている。以上の取引はすべてネット上でなされたもので、商品を消費者に届けるため、約 6.5 億元の宅配サービスの発注がなされた⁹⁷。

個人の販売者だけではなく、企業としてネット上で販売している経済主体も増えている。その部分の決済需要に対応するため、Alibaba は企業用の Ali-Pay を開発した。企業用の Ali-Pay と個人用の Ali-Pay は本質的には相違がないが、企業用の Ali-Pay は多人数が同時に使用する機能が付いている。そのため利用者の認証方式も異なる（ID と Password の対応関係）。申し込み時に、個人版は公民 ID 番号があればいいが、企業版は企業の法人の公民 ID 番号に加えて企業の営業許可証も必要である。

Ali-Pay の登場によって中国国民の日常経済生活は根本的に変わった。中国の小額決済における主要な決済手段は今では現金と Ali-Pay のような新決済手段の共存に変貌した。将来的には個人決済市場では、Ali-Pay のようなキャッシュレス決済手段が現金を完全に代替する可能性も予想できる。

2 Ali-Pay の普及に伴う安全性の問題

Ali-Pay の急速な普及と共に、利用者から預託された残高も急増し、第三者決済機構の

⁹⁷ 賈 [2016] 参照。

残高総額は2020年10月では約1.78兆元に至っている⁹⁸。銀行の債務の場合には準備金による支払保証は部分準備にすぎないが、銀行間の組織化によって銀行間の信用供与や中央銀行による規制・監視のシステムが形成されている。それに対して、私的な資本であるAlibabaの信用に依拠しているAli-Payの普及が国民経済に巨大なリスクを招致することが懸念される。本節では、Ali-Payの安全性に関する諸問題を検討する。

2. 1 Ali-Payの安全性

Ali-Payの残高を保有するということはAlibabaに対する「与信」を意味している。TaoBaoでの購入が予想される範囲を超えて、あるいはTaobaoの利用者でなくとも利便な決済サービスを楽しむために残高を保有する場合、Ali-Payの残高は、もはやTaobaoで購入しうる特定の財・サービスに対する将来の請求権とは言えない。財・サービスの販売者の提供するNanacoなどの「電子マネー」は特定の財・サービスへの利用権に徹しており、チャージした金額を返金しない。それに対し、Ali-Payは請求によって払い戻される貨幣債務であること、広汎な支払や決済に利用しうる電子化された「財布」にまで発展したことに貢献しているのは確かであろう。

ただし、これまでAli-Payが急速に普及する経緯を見てきたように、チャージされた貨幣の払い戻しの保証そのものが、一民間会社の債務である決済ツールが広く保有され利用される信用関係を生み出したとは言えない。TaoBaoの利用者、特に販売者は、一回一回の取引がAli-Pay残高の請求によって終了することを積み重ねて、Ali-Payに対する〈直接的な信用〉を厚くしていった。そして、多数の財・サービスの販売者がAli-Payに対する信頼を基礎に、利便性が高い決済サービスの享受を目的に、自分のリアルな店舗でもAli-Payを決済手段として使用することによって、TaoBaoの利用者以外の消費者も、中央銀行券等の現金に代わる支払や決済の手段として小額の資金をAli-Payにチャージして利用するようになった。こうして、個々の銀行との関係が希薄な零細小売業者や労働者に、銀行間組織の上位銀行、そして最終的には中央銀行の銀行券が選別され受け入れられたように、自らも買手となる個人事業者が多数参加し、しかも生産手段の販売にまで広がることである程度円環状の取引を含んだ巨大なネット市場のプラットフォームの発行する決済手段が、さらに広汎にリアルな店舗を含めた多数の販売者に受け入れられ〈間接的な信用〉を集めることで、一民間企業の債務が、一般的流通での現金としての中央銀行券に代替する

⁹⁸ 人民銀行「货币当局资产负债表」参照。

決済手段となったのである⁹⁹。

銀行決済システムを通じた預金振替の場合、支払人の口座から受取人の口座への資金移動の後に、それぞれの銀行間での決済が必要である。現金の引渡と比べて、参加する当事者と段階が増え、決済は複雑化している。そのため参加銀行の経営破綻が他の銀行に影響を与え、システミックリスクも生じている。しかし、これまでに明らかにしたように、こうした複雑化によるリスクを負いながらも、銀行は銀行間の組織化によって社会的再生産の総体を包摂することで信用創造の機構となりえているのであった。そうした信用創造の実体的根拠は、個別銀行の準備の地域的・産業部門的な変動に対して、日本の仕組みを例にすれば全銀ネット（銀行協会）という非営利の共同機関がリスクを集中的に負担するとともに、日本銀行の最後の貸し手機能が一時的な流動性不足を補填するという形で実現されている。

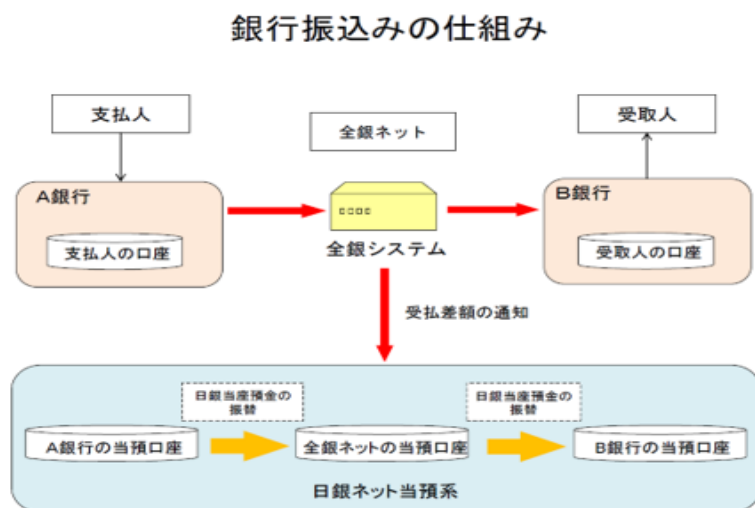


図 4-2：「わが国の決済システムの概要と潮流」（日本銀行決済機構局 [2014]）

それに対して、一企業内における残高の持ち手変換による Ali-Pay の決済では、銀行のような複雑化に伴うリスクは生じないが、それは Ali-Pay による決済のリスクが低い根拠にはならない。ある程度円環状の取引を含むとはいえ、社会的再生産そのものを取り込んでいる訳ではなく、払い戻しや、通信料や光熱費等の支払代行による外部への資金流出は

⁹⁹ FORWARD THE ECONOMIST の調査によれば、中国ではすでに 2018 年の第 3 四半期において、国民の日常決済中、54%（件数）の決済は第三者決済で行われている。それに対して、現金の比率は 19% である。
- <https://www.qianzhan.com/analyst/detail/220/190220-35dbec6d.html>

常に発生している。銀行のような残高設定による信用創造や、チャージされた資金の転用などにより部分準備の状態となることは、最後の貸し手機能をもたないAli-payのような新型の決済ツールでは危険であろう。また、Ali-Payは、〈間接的な信用〉を広汎に集めているとはいえ民間企業の債務である以上、経済悪化による払い戻しや他の資本への支払への不安が広がるならば一挙に信用を失うことになりかねない。すでに小口の決済において大きな比重を占めているAli-Payの信用の喪失は中国経済全体に巨大なショックを与えるであろう。

なお、Ali-Payはその導入時からネット市場TaoBaoでの貨幣の支払と商品の譲渡との間の時間的なズレを解決する役割を担っている買手による購入代金は商品の受け取りが確認されるまでAlibabaの負債である「途中資金」として預託される。TaoBaoでの取引が順調に拡大している限りは、この「途中資金」は絶えず更新されて安定的に推移しつつ増加していく傾向にある。そのためAlibabaは、その「途中資金」を転用し、別の投資を行うことで、会社の収入を向上させることが可能である。だが、投資には損失の可能性がある、また決済方法の急速な変化などで「途中資金」の形成が滞る可能性もあり、そうした転用による投資はAli-Payの債務履行能力を脅かすリスクを増大させる。

利用者の口座内資金の安全性に対して、銀行の場合、銀行自身が保険料を負担する預金保険制度が導入されている。例えば、日本の預金保険制度の場合、銀行が倒産しても、普通預金に対しては1000万円を上限として、当座預金等の決済用預金に対しては全額を保証している。

それに対して、現在Ali-Pay利用者口座内資金の安全は中国の保険会社で協力して、保証している。一年人民元1.8円で任意に加入しているAli-Pay利用者の口座に対する保証を提供している。その保険の内容は、盗難等資金損失に対して、全額保障を提供している。しかし、預金保険制度とは異なり、あくまでも任意加入による保険料でまかなわれる保険のため、Ali-Payの倒産のような想定を超えた損失に対しては対応できない。

2. 2 人民銀行の規制

こうした深刻な現状に対して、中国の中央銀行としての人民銀行は、Ali-Pay等の第三者決済機構に対する規制を段階的に厳しくしてきた。2010年には、資産規模や免許等の申請条件など参入条件を明確にし、「途中資金」に関し、利用者が決済のために決済機構に預託した資金であり、決済機構は利用者の代理人であると規定しその転用を禁止した。そ

して途中資金と利用者残高の総額の10%を「顧客準備金」(Customer reserve)として、一定規模以上の商業銀行に設けられた専用の「特定預金口座」に預託することを命令した。その「特定預金口座」は、決済機構がそれぞれ1つの銀行を選択し契約する。契約銀行にはその口座に対する管理義務があり、決済機構がその口座内資金の転用を図る場合、契約銀行には転用の指図を拒否する権利があったとした。

そして、その「顧客準備金」に対して、2018年6月には人民銀行は行政命令によって、同年7月から各決済機構が順次に商業銀行における「特定預金口座」を解約し、人民銀行の専用口座に集中保管することを要求した¹⁰⁰。「顧客準備金」の比率は同年7月の52%から段階的に引き上げられ2019年1月で100%に至る。今では、図4-3のような重層的構造の決済システムが形成された。

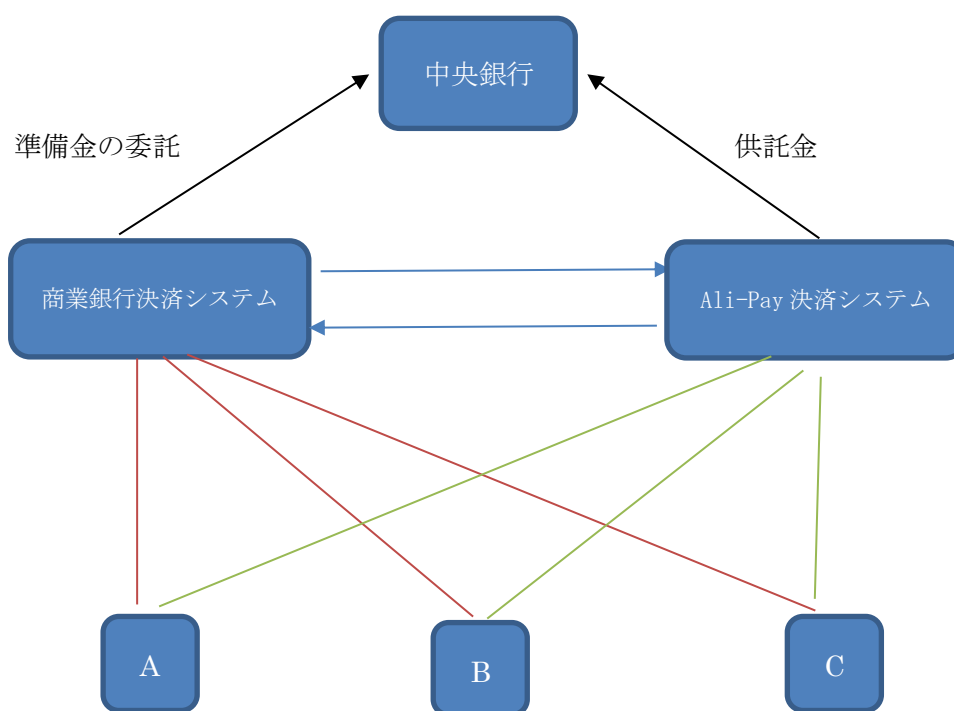


図4-3：現在中国の決済システムの構造

人民銀行の規制は、一種の供託金政策であるが、商業銀行と類似する準備金管理の方式を採用したいわば100%の準備を要求する規制であり、第三者決済機構をいわば決済専用の「ナローバンク」に転化させるものであった。商業銀行の場合、100%の支払準備を求め

¹⁰⁰ 人民銀行 [2018]

る政策は銀行の信用創造の機能を失わせることになる。だが、Ali-Pay にとっては、人民銀行の政策は厳しいとは言え、その経営基盤を揺るがすものとは言えない。銀行経営の基盤が債務による与信業務であり、将来の資金形成の先取りによる現在の購買力の創出であるのに対して、Ali-Pay の場合は、その残高は現在の資金から転化したものである。そして、その収益の基盤は決済サービスの手数料、インターフェースの広告とビッグデータの収集による新型ビジネス等にある。だが、Ali-Pay も「部分準備」制度の下で、その利用者の残高の運用も図ってきた。例えば、商業銀行への大口預金では、一般的な水準以上の金利が付与されていた。人民銀行の口座への集中保管は、安全性を向上させる一方で、確かに第三者決済機構の収入を減少させた。だが、Ali-Pay の安全性はすでに中国金融市場の安全性と関わっているため、人民銀行の厳しい規制はやむを得ないであろう。

そうした規制は、Ali-Pay の信用性を向上させるものの、なおその安全性の問題を徹底的に解決するとは言えない。次の節では、その規制に対する Ali-Pay の動向を紹介し、Ali-Pay の安全性に残留する問題を分析する。

2. 3 規制に対する Ali-Pay の動向

人民銀行の規制による収入低下に対して、Ali-Pay は新たなサービスを導入している。「途中資金」の転用が不可能になることと、口座内残高に対して「顧客準備金」が課されることを背景に、残高に利子が付与されるサービス「余额宝」が 2013 年 6 月に導入された。利用者は、簡単な操作で利用者は自分の口座内残高を「余额宝」の残高に変更できる。「余额宝」は電子マネーではなく貨幣ファンドとして登録されており、Ali-Pay の利用者が自分の残高を「余额宝」に変更すると、Alibaba が運営する貨幣ファンドの購入となり「顧客準備金」の対象からは外れることになる。Ali-Pay の利用者は、決済手段としての利便性を維持したまま残高の一部を資産運用に活用することが可能であり、Alibaba にとっては残高の滞留をさらに固定化させつつ「顧客準備金」の規制の緩和を図る仕組みである。「余额宝」はわずか 6 年後の 2019 年には 1.03 兆元の規模にまで拡大している¹⁰¹なお、Ali-Pay を含めた第三者決済機構の利用総額は 2018 年 Q4 の 52.7 兆元から 2019 年 Q1 の 55.4 兆元に上昇している¹⁰²。ところが、2018 年 12 月には 87%の準備率であった人民銀行の預かる「顧客準備金」が、2019 年 1 月には 100%に引き上げられたにも関わらず、その

¹⁰¹ Alibaba Group [2019] 参照。

¹⁰² iResearch[2020]参照。

総額は 1.63 兆元から 1.40 兆元に低下している¹⁰³。人民銀行による規制が「余额宝」などの貨幣ファンドの普及を加速したことがうかがえる。

Ali-Pay との連携が容易であることから利用者自身には意識されていない恐れがあるが、「余额宝」の利用はあくまでもリスクを自己負担しなければならない貨幣ファンドへの投資である。現状では、Alibaba は「余额宝」の投資戦略に関して、低いリスクと高い流動性の維持することを前提に、銀行の定期預金以上の収益を求めるという方針を公表し¹⁰⁴、個人の定期預金よりも高利な商業銀行の大口預金によって運用している。しかしそうした方針だけでは、「余额宝」の投資が失敗しない保証とはならないであろう。結局、「余额宝」の導入は、人民銀行の規制の制約力を低下させるとともに、決済用資金の潜在的なリスクを高めている。

こうした第三者決済機構が発行する貨幣ファンドの安全性に関し、人民銀行の調査統計司司長盛松成は、個人名義の論文で銀行預金と同様に準備金規制を課すことを提案した¹⁰⁵。こうした提案は一定程度安全性を増強するものとはなりえようが、決済用の準備が貨幣ファンドとして運用されていることそのものの潜在的なリスクは免れない。「余额宝」は現状では、資金の安全性を重視する投資戦略を選択しており、また Ali-Pay の収益源の一部にすぎない資産運用の収入よりも Ali-Pay 自身の信用力の維持が優先されるものと考えられるが、そうした決済用貨幣ファンドの安全性の維持は、中央銀行の新たな課題と言えよう。

3 Ali-Pay と銀行

Ali-Pay の残高は銀行預金から転化したものであり、人民銀行への「顧客準備金」の預託とは別に、利用者との日常の取引には依然として商業銀行の口座が利用される。滞留資金についても「余额宝」の運用先という形で商業銀行の大口預金での運用が続いており、一定規模の資産を銀行預金の形で保有し続けている。Ali-Pay と緊密な関係がある銀行にとっては与信能力の補強となっている。他方、Ali-Pay の「花呗」という消費者金融などでは、銀行の与信業務と競争関係にある。つまり、銀行と Ali-Pay 等の新型決済ツールの

¹⁰³ 人民銀行「货币当局资产负债表」

¹⁰⁴ <http://fund.eastmoney.com/gonggao/000198,AN202110271525275400.html>

¹⁰⁵ 盛 [2014] 参照。

間には、協力と競争の両面の関係が存在する。本節では、協力と競争の両面の視点から Ali-Pay と銀行の関係を分析する。

3. 1 決済サービスの提供

決済サービスの提供という面で、Ali-pay はチャージだけでなく払い戻しの機能をもち、銀行預金と類似したキャッシュレス決済のツールであるが、銀行預金が流通し難い労働者や零細小売業者の取引で高い利便性を有し、むしろ小額の個人決済において現金としての役割を果たしてきた中央銀行券に代替するものである。こうして、商業銀行の預金による決済業務に包摂されていなかった中央銀行券による現金取引を代替する限りでは、中央銀行券の準備や窓口・ATM 等の維持といった費用の節約を可能にすることで協力・補足関係にあるものと言えよう。民間の銀行にとって、現金需要による中央銀行券の引出はもはや自らの債務の流通ではなく準備の取り崩しであったのに対し、Ali-pay へのチャージは Alibaba が保有するいずれかの銀行の預金へと振替られることになる。とりわけ、Ali-pay や「余额宝」に預託された資金を預かる商業銀行にとっては、現金取引のために流出した預金が還流することで、むしろ準備の補強を可能にすることになる。

ただし、これまで銀行が利用されていた決済が Ali-Pay へ移転するのであれば、それだけ銀行にとって振込手数料の損失になる。日本でも PayPay 等の決済サービスの提供者に対して、銀行側から「長年、信頼を培ってきた銀行口座にただ乗りして、スマホ決済事業者がもうけることは許されない」¹⁰⁶といった発言がなされている¹⁰⁷。

こうしたキャッシュレス決済手段が、その利便性と費用上のメリットによって、これまで銀行預金によって決済されていた部分までも代替することになると、Ali-Pay 等との協力関係の濃淡によって銀行間で預金が大きく再配分されてしまうことになり、銀行経営への影響も大きくなることが予想される。また人民銀行への「顧客準備金」のように、決済機関へ預託された預金を中央銀行が供託金に変貌させてしまうことは、民間銀行全体の信用創造の能力を損なう恐れがある。

こうしてみると、中央銀行券のキャッシュレス決済による代替を、Ali-Pay のような民間の決済機構ではなく、中央銀行自身がいわゆる中銀デジタル通貨（CBDC）の発行に

¹⁰⁶ 「特集・誰が得する〇〇ペイ キャッシュレスの闇」『日経ビジネス』2019年11月18日号46頁。

¹⁰⁷ Ali-Pay 社員の論文では Ali-Pay の決済業務の展開によって、銀行決済の利用者の一部が Ali-Pay に移行するということから、銀行の決済業務と競争的な関係となることが指摘されている。（蔣「2002」244頁参照。）

よって実現しようとする構想についても、その影響は銀行システム全体に及ぶことが考えられる。中央銀行のデジタル通貨も中央銀行券と同じく民間の銀行の準備預金を取り崩すものである。無論、その流出した準備は中央銀行の信用創造によって補填できる。しかし、こうしたデジタル通貨によって決済手段としての銀行預金の必要性が消極化し、そのために与信によって設定された預金も直ちにデジタル通貨に変換されてしまうことになれば、もはや民間の銀行は自らの債務によって購買力を創造するというよりも、中央銀行信用を仲介する機関と化していくこととなろう。

3. 2 消費者金融

Ali-Pay はバーチャルなクレジットカード的な機能である「花呗」サービスも展開している。個人の財務状況に加え消費嗜好や日常の人脈関係等のデータの集積が可能¹⁰⁸という点では、こうした小口の消費者金融の分野では既存の金融機関に対して競争上有利な地位にある。具体的に言えば、個別の銀行が消費者金融を展開する場合、与信対象としての個人の消費、収入等方面のデータを全般的に把握することができない。結果として、債務不履行のリスクが増加する一方、与信対象への調査によって経営費用も上昇する。受信者にとって、受信前の手続きが複雑になり、審査期間も長くなる。それに対して、Ali-Pay は個別の銀行より、受信者の日常消費のデータを全般的に把握でき、事前調査の費用が低下する。受信者側から見れば、「花呗」の利用上の利便性が高い。

しかも、Ali-Pay の残高の創出は、その残高がそのまま持ち手を変えつつ維持される限りでは、理論的には新たな信用創造の手段となりえよう。しかし、創出した口座残高に対し 100%準備が要求される政策の下では、結局は自己資産の貸出にすぎない。現状では、Ali-Pay にとって、「花呗」はクレジットカードの普及していない中国の現状において、ネット市場のプラットフォーマーとしての業務を補足するものと位置づけられる。

自己資産による貸出の「花呗」は、その与信金額は銀行より低額である。こうして、日常消費等における小額の消費者金融は「花呗」が担い、不動産や自動車等の相対的に与信金額が高い消費者金融は銀行から借入という市場分化の傾向を予想できる。そのような市場の分化によって、銀行と「花呗」の競争は緩和されるであろうし、銀行と Ali-Pay の緊密な協力関係も可能となることで受信者のデータベースの共有等が進めば、受信者の状況

¹⁰⁸ Ali-Pay の信用評価機能である「芝麻信用」は、グループ外のビザ申請、レンタルサービス、ネット婚活等でも広範に利用されている。

を今より正解に把握でき、債務不履行のリスクを低下させることが可能であろう。

だが、2020年、Alibabaの経営者馬曇が将来的に、銀行の経営の基盤となっている企業に対する与信業務に進出する計画を公表した。この計画は銀行に対する「宣戦布告」と考えられる。その計画はAlibaba自身の安全・安定への影響に対する不安を公衆と人民銀行に与える一方、Ali-Payと銀行の消費者金融領域での協力の可能性も低下させる。

なお、Alibabaグループが「花呗」によって取得する債権を再編成して金融投資商品として販売する計画を検討していることも公表され国内の強い反発を受けるなど、Ali-Payと銀行との関係は流動的であり、人民銀行の態度も注目されている¹⁰⁹。

終わりに

銀行にしても、Ali-Payにしても、「キャッシュレス決済」の本質は預託された残高の持ち手変換という決済方法である。ただ、重層的な銀行間組織を通じて中央銀行券による現金決済を残しつつも「キャッシュレス化」を実現しえた銀行に対し、与信活動を収益源としないAli-Payは、広汎な地域・産業部門を包括したネット市場を背景とすることで、一運営主体による決済サービスを実現している。

Ali-Payの普及は、TaoBaoというネット市場の発展と緊密に関連している。その背後には、中国の特徴的な市場背景、インターネットショッピングの発展状況等個別的な諸事情がある。そのため、Ali-Payの普及方式は容易に他企業や他国に「コピー」できないものである。

だが、キャッシュレス決済が必要とされる根本的な原因は、中央銀行券を含めた銀行信用に決済手段としての機能上の限界があるということである。次の章では、中国の中央銀行としての人民銀行が導入するDC/EPという新型キャッシュレス決済ツールを分析する。

¹⁰⁹ 中国の国民のAli-PayとAlibabaに対する信用には、Alibabaの経営者馬曇（Jack Ma）自身の人格的な魅力や、世界各国の政治家（例えば、アメリカの元大統領オバマ）との良好な個人関係が寄与している。しかし、2020年11月にAlibabaグループが「花呗」によって取得する債権を再編成して金融投資商品として販売する計画を検討していることが公表され、中国国内の強い反発を受けるなど、政治との関係からこのような信頼性の基礎は極めて脆弱なものである。

第5章 人民銀行のDC/EPについて

はじめに

2021年、中国の中央銀行としての人民銀行は深セン、杭州、成都、雄安4つの都市でDC/EPを導入し始めた。この人民銀行のDC/EPをCBDCと同様なものとする理解もみられる¹¹⁰。しかし、DC/EPの電子貨幣としての本質は、単なる中央銀行券の電子化としてのCBDCとは異なるのであり、その両者を区別することが必要である。

CBDCは中央銀行の債務（信用）として発行されている通貨である。それに対して、DC/EPの発行者は商業銀行や、キャッシュレス決済サービスの運営企業等であり、その発行者の相違が両者の性格にどのような影響を与えるのかに注意が必要である。CBDCは、中央銀行の信用として市場において決済手段の役割を果たすものである。この点は、現在の中央銀行券と類似している。DC/EPは、商業銀行やキャッシュレス決済の運営企業等の市場における主体によって人民銀行預金や国債等資産を準備に発行されている信用貨幣である。

この2種類の新型電子貨幣を理解するために、現在の中央銀行券と銀行預金の関係とそれぞれの役割をもう一度整理しなければならない。それに基づいて、中国のAli-PayやWeChat-Pay等のキャッシュレス決済手段が高度に普及している現況と合わせて、私的な資本が発行するキャッシュレス決済手段の挑戦に直面している人民銀行が預金と類似するDC/EPを導入する目的を分析してみる。

1 DC/EPとは

1.1 中央銀行券の電子化——CBDC

決済手段としての中央銀行券は、中央銀行と利用者にとって非効率性がある。その非効率性を乗り越えるために、中央銀行券の電子化としてのCBDCの発行が検討されている。日本銀行のHPでは、CBDCについて「一般に『中央銀行デジタル通貨（CBDC：Central Bank Digital Currency）』とは、次の3つを満たすものであると言われています。(1) デジタル化されていること、(2) 円などの法定通貨建てであること、(3) 中央銀行の債務として発

¹¹⁰ 例えば、相澤 [2021] 55頁

行されること。」¹¹¹と紹介されている。

CBDC は中央銀行の債務としての中央銀行券が電子化されるものとして、その発行と流通には中央銀行券と同様な問題がある。商業銀行の利用者が決済資金を CBDC の形で保有するために預金を引き出す場合、中央銀行券の保有と同様に、商業銀行にとっては準備の流出となり、それだけ商業銀行の与信能力が低下することになる。

中央銀行券を直接電子化する CBDC が本格的に導入された場合、利用者はこれまで銀行預金で保有してきた決済資金を大量に引出し CBDC に変換することもありえよう。CBDC はデジタル通貨として大口の決済でも預金とほぼ同様な利便性をもつため、商業銀行から融資を受けた産業資本等もその資金保有や決済を CBDC に変換することが考えられる。中央銀行券は商業銀行の信用ではなく、中央銀行の信用であり、利用者が CBDC の利便な決済サービスを楽しむために、銀行の預金を引き出すことは商業銀行にとって、中央銀行券決済の増加と同様に預金の流出を招致する。そうして CBDC の普及が現在の中央銀行券の置き換えにとどまらず、銀行預金が担ってきた部分にまで進めば、それだけ商業銀行の機能は実質的に、中央銀行から CBDC を借り入れて受信者に貸し出す「仲介」と化し、自ら購買力を創出する力を失うことになってしまう。CBDC の普及による銀行の与信能力へのマイナスの影響は中央銀行券より深い。

また、中央銀行自身にとって、CBDC の導入は中央銀行券の発行に関する諸費用の節約を可能とするものの、CBDC の開発、管理、維持の費用がかかる。

1. 2 DC/EP の発行と流通

現在の銀行システムにおいて、銀行預金は利便な決済手段として機能している。だが、預金振替による決済は時間的・費用的な負担が大きく、預金振替と異なる新たな預金決済のツールも前章で考察したようにその分散発行の特徴等から普及に限界があった。依然として中央銀行券は不可欠な決済手段として存在している。中央銀行券による決済は、中央銀行券、商業銀行、利用者の三者にとってそれぞれに非効率性が存在するので、完璧な決済手段とは言えない。その非効率性を解決するために、Ali-Pay 等キャッシュレス決済手段と中央銀行券の電子化としての CBDC が解決策として登場している。しかし、その2つの解決策にもそれぞれの問題がある。

そうした深刻な現状に対して、中国の中央銀行としての人民銀行は解決の試みとして、

¹¹¹ - <https://www.boj.or.jp/announcements/education/oshiete/money/c28.htm/>

DC/EP (Digital Currency/Electronic Payment) の導入を開始した。DC/EP の発行には「Two-Tier system」という二層構造が採用されている。人民銀行が二層構造を採用する理由は、商業銀行の技術や人材育成方面の優位性の利用、一層構造の場合におけるリスクの集中の回避、金融非仲介化の問題の回避である。このシステムでは、人民銀行は一般公衆に対して、DC/EP の直接的な発行を行わず、DC/EP の発行主体は銀行、Ali-Pay や WeChat-Pay 等のキャッシュレス決済企業、CMCC (中国移動) 等の通信サービス企業の3種類である。人民銀行は、発行意欲を持つ企業に対して、資金力 (自己資本比率)、違法記録、個人データの保護等方面の参入審査を行う。そのような発行主体の多元化には、発行主体間の競争を促し、どのような技術とシステムの構成が DC/EP に適するかを試す社会実験の目的もある¹¹²。

DC/EP は、ビットコイン等仮想通貨と違って、「マイニング」という発行方式ではなく、現在資産の引き換えによって発行される。そのような中央管理式の発行方式を採用する理由は2つある。第1に、人民銀行の貨幣発行における中央・管理の地位を維持し、通貨の超過発行を防止することである¹¹³。第2に、ビットコイン等分散発行、分散記帳式の方式は、脱中心化を実現する一方、単位時間内で対応できる取引の数は計算能力の制約によって一定数に制限される。そのような方式は、中国国民の日常決済需要を満たすことができない¹¹⁴。

利用者は自分の銀行預金等の資産と引き換えに商業銀行が所有する DC/EP を手に入れる。利用者は入手する DC/EP を自分の「電子財布」に保存する。その「電子財布」はスマホ APP や NFC 機能のついたデバイス等多様な形式がある。利用者は、その「電子財布」を通じて、DC/EP の支払指図を伝達する。発行される DC/EP は、電子的なデータの引渡を通じて利用者間で流通する。特に、NFC 機能のついたデバイスによる決済は、オフライン状態で DC/EP の持ち手変換を実現でき、Ali-Pay 等インターネット上の決済手段と比べても、その利便性はさらに向上している。DC/EP による決済の場合、ビットコインのように全ての取引を記録することが必要なく、利用者間で口座内の DC/EP の増減を記録するだけでよい。こうした決済方式が、オフラインでの決済を可能にすると共に、DC/EP の利用に要求される計算能力の水準をビットコインより大幅に低下させる。

¹¹² 穆 [2019]

¹¹³ 楊 [2020] 16-17 頁参照

¹¹⁴ 穆 [2019]

DC/EP 発行の具体的な方法は、まず、発行企業は準備預金や国債等の自己資産を人民銀行に準備金として預託し、その 100%準備の証明書と引き換えに DC/EP を発行する。DC/EP の発行時に生成される「フォルダー」は人民銀行に「発行庫」として置かれる。商業銀行等発行企業は入手する DC/EP を自分の電子的な「倉庫」に保存する。このように、DC/EP は発行企業の債務とされるものの、人民銀行への 100%の準備預金を裏付けとしており、人民銀行元頭取の周小川は、DC/EP を「封筒」のようなものであり、その中身は「中央銀行の信用」であると表現している。このような発行制度は、周によれば、1990 年代の香港の貨幣発行制度を参考としている。当時の香港では、中央銀行券は 3 つの商業銀行が発行していた。それらの発行銀行は、7.8 香港ドルを発行する場合、中央銀行に 1 米ドルの準備金を中央銀行に交付する。そして、中央銀行は発行銀行に 100%準備金の証明を交付する。このシステムで中央銀行券が発行される場合、商業銀行の負債は発行される中央銀行券、資産は中央銀行の預かる準備金、そして中央銀行の債務は 100%の準備金証明である¹¹⁵。だが、こうしたシステムでは、中央銀行券や DC/EP は、発行企業の債務とはいってもそれは中央銀行に対するものであり、自己の資産との交換との見方もできよう。他方で、それらの所有者・利用者から見れば、中央銀行が決済手段としての利用や他の資産への払い戻しを最終的に保証している中央銀行の債務である。その意味では、人民銀行デジタル通貨研究所所長の穆長春が言うように¹¹⁶で「DC/EP は人民銀行の債務として発行され、その信用性は人民銀行によって担保される」という表現が妥当しよう。

DC/EP は財・サービスの販売者が DC/EP を決済手段として受け入れる義務があり、人民元と法律上同等な強制通用力を有している¹¹⁷。周は DC/EP と CBDC が異なるものであることを強調しているが、デジタル技術に基づいて開発され、法定の強制通用力があり、中央銀行の債務として流通するという特徴においては CBDC と同様である。

2 DC/EP 導入の目的

周は、人民銀行が DC/EP 導入する目的として以下の 2 つを挙げている。

- ① 小額決済の効率性と利便性を向上させること。
- ② 金融「脱媒」(Financial Disintermediation、金融非仲介化) のリスクを避けること。

¹¹⁵ 以下、周の発言の内容は、周 [2020] を参照。

¹¹⁶ 穆 [2019]

¹¹⁷ 同上

以下では、その2つの目的に関して、それぞれの分析を行う。

2. 1 決済利便性の向上

①について、現在の中国では、Ali-Pay 等キャッシュレス決済手段の規模が大きく、利用者数も多数となっている。周はそのような大規模な新技術の普及に関して、「電子決済手段発展の原動力は決済サービスの利用者側にあ」り、「特に小売業における決済の効率性を向上させるという要請が強い」と指摘する¹¹⁸。また、スマートフォンの普及後、「中国人が外出する場合、財布を持たずスマートフォンだけ持っていることは普通である。中国の国民は決済、カギとマイナンバーカード等日常生活でよく使われるものをスマートフォンにまとめる要望が強い」としている。そして、DC/EP の「NFC 技術に基づく IC チップ同士のタッチだけで決済を完成できる」というオフライン決済を可能とする特性は、「インターネットへの接続が不可能の場合、決済の Plan B になる」と指摘する。

現在のキャッシュレス決済手段では、インターネットへの接続という条件が必要である。すでに見てきたように中国ではキャッシュレス決済がかなり広範に利用されている。そのため、中国小額決済市場の安定性はインターネットの安定性に大きく依存している。中央銀行は決済システムの運営者として、インターネットに依存しない決済手段を提供する必要に迫られている。また、スマートフォンやパソコンなどに基づくキャッシュレス決済手段の利用には、一定の学習能力が必要である。高齢者や視覚障害者等にとってキャッシュレス決済手段の利用は困難である。そのような利用者が利便な決済サービスを楽しむために、中央銀行はキャッシュレス決済手段の利便性をさらに向上させる必要がある。

そうした観点から人民銀行の DC/EP の導入計画を見ると、DC/EP のオフラインでも決済可という特性によって、現在のキャッシュレス決済以上の利便性を有する。しかし、高齢者や視覚障害者の利用に関しては、デジタル技術のデメリットの克服や有効な活用といった点で現在のキャッシュレス決済と大きな差がない。その方面における DC/EP の将来の進化が期待される。

2. 2 金融非仲介化のリスク

そして、②金融非仲介化について、周は「金融非仲介化というリスクに特別に注意する必要がある」¹¹⁹と指摘する。周が指摘する「金融非仲介化リスク」には2つの意味がある。

¹¹⁸ これ以降の周の発言も周 [2020] を参照。

¹¹⁹ 以下の周の発言も周 [2020] を参照。

1つは、Ali-Pay など非銀行系のキャッシュレス決済の発展が銀行システムの外部での直接的な資金融通関係の形成に結びつくことである。もう1つは、中央銀行の CBDC の発行が、「商業銀行の金融非仲介化のきっかけになる可能性がある」ことである。そして、そのような状況を防ぐために、「DC/EP のような Two-Tier system が必要である」と結論づけている。

まず1つめの「金融非仲介化リスク」では、私的な個別資本の信用が一般的な決済手段として普及することに対し人民銀行が金融非仲介化のリスクという形で問題を認識していることが分かる。ただ、周は Ali-Pay などの普及がどのように銀行の仲介機能を奪うことになるのかに関して、具体的に説明していない。決済手段としての銀行預金の機能が低下していく問題については、第2のリスクと共通しているので、ここではキャッシュレス決済企業の与信業務への進出について分析してみる。

銀行は単なる「媒介者」ではなく、「一般的・恒常的な信用創造の機構」として、産業資本への資本供給という役割を果たしている。銀行は銀行間の組織化を通じて、預金振替という利便な決済方式を提供し、それを基礎に預金設定という与信方式を展開する。産業資本は利便な決済サービスを楽しむために、受信によって得た資金は銀行預金の形で保有し続ける。その部分の預金は、銀行準備に対して、「第二次的な補強」という役割がある。さらに、利子付き預金サービスの提供によって、資本の遊休資金を吸収し、自分の準備金をさらに充実させる。つまり、銀行にとって決済サービスの提供は与信を支える経営の基礎である。

Ali-Pay のようなキャッシュレス決済企業は、インターネット等通信技術に基づいて、銀行と同様な利便性を有する決済サービスを提供しており、残高が保有し続けられる限りにおいては、理論的には同様に残高設定による与信も可能である。とりわけ、決済の利便性が高い銀行預金を Ali-Pay の残高に変換する必要性は産業資本にとっては低いであろうが、個人の消費に対する金融であれば、Ali-Pay 等の残高設定での信用の供与も十分に可能であろう。前章で分析したように、Ali-Pay の成功には、決済上の高い利便性だけでなく、その背後にある Taobao という巨大なプラットフォームの存在が不可欠であった。Taobao というネット市場は、その経営範囲は日常生活用品、光熱費の支払等広範な領域を含んでおり、Ali-Pay の残高は日常生活のいろんな方面で利用できる。Ali-Pay は Taobao を通じて、広範な〈直接的・間接的な信用〉を集め、利用範囲の広範な国民的な決済手段となった。しかも、Ali-Pay のようなキャッシュレス決済企業は大量の個人消費データを

手に入れて、ビッグデータを利用して個人の返済能力を把握することが可能であり、Alibaba が消費者金融サービスの「花呗」を展開している基礎もこうした決済業務を通じた情報の集積にある。

しかし、中央銀行からの管理と規制を受けていないキャッシュレス決済企業は、利益を追求するために、高い金利で過剰な与信を行う可能性がある。また、キャッシュレス決済企業は中央銀行の救済対象外であり、その債務の健全性は保証されていない。キャッシュレス決済企業が銀行のような信用供与機関に変貌することは、金融システムの安全性と安定性にマイナスの影響を与えることになる。

ただ、こうした懸念に対しては、前章でみたように人民銀行はすでに利用者残高の 100% にあたる「顧客準備金」の預託を求めており、残高の安全性を確保するとともにキャッシュレス決済企業による信用創造を認めていない。しかし、それでも 2020 年 11 月に Alibaba グループが検討中であることを公表した「花呗」で集めた債権の証券化の計画のように、キャッシュレス決済企業が集積するビッグデータが、銀行の外部での資金融通に結びつく恐れは十分にある。

DC/EP の導入には、Ali-Pay や WeChat-Pay という民間企業によるキャッシュレス決済の普及が進んでいる中国の現状に対し、人民銀行の管理する決済手段を提供するとともに、その二層構造によってそうしたキャッシュレス決済企業を自己の管理下に組み込もうとする人民銀行の意図がある。とりわけ、私的な資本が決済業務を通じて情報を独占的に集積することへの危機感を見て取ることができる。

続いて、2 つめの CBDC の発行による商業銀行の「金融非仲介化」という点に関しては、DC/EP はどのような効果を期待されているのであろうか。穆は、DC/EP は M0 にあたる現金通貨（人民銀行券）の代替品であり、金利が支払われないということから、金融非仲介化は引き起こさないと説明している¹²⁰。これは必ずしも二層構造である DC/EP の特徴によるものではなく、人民銀行によるその普及領域の限定であろう。これに対し周は、二層構造を採用する DC/EP は CBDC と違って、商業銀行の金融非仲介化を招致しないとしている¹²¹。それは、人民銀行自身の発行ではなく、発行主体となる商業銀行の技術や経験、人材が活用されることも意味しているようであるが、主には DC/EP が商業銀行の発行する自らの債務であることによるという理解であろう。確かに、中央銀行の債務である中央銀行券の場

¹²⁰ 穆 [2019]

¹²¹ 以下の発言も周 [2020] を参照。

合には、商業銀行にとっては外的な資産であり、その入手のためには準備預金を取り崩さなければならない。それに対して、DC/EP の場合には、商業銀行が債務として発行するものであり資産を取り崩してはいない。しかし払い戻しの責任を負うとはいえ、それは人民銀行への 100%の準備金によって保証されており、利用者にとっては「中央銀行の信用」を中身とする「封筒」である。もし、商業銀行が DC/EP による与信を求められたり、あるいは設定された預金が直ちに DC/EP に換えられたりした場合には、それだけ 100%の準備金を積む必要があり、もはや自らの債務を貸し付けるという性格は失われている。結局、CBDC と同様に、商業銀行の機能は実質的に、中央銀行から DC/EP を借り入れて受信者に貸し出す「仲介」と化し、自ら購買力を創出する力を失うことになってしまう。

現状では、前述の Ali-Pay の場合と同様に、産業資本にとってはわざわざ DC/EP を入手する必要は低く、遊休資金の保有という面でも、金利がない DC/EP は金利付き預金と比べて、魅力的なものとは言えない。結果として、DC/EP の普及は個人決済の領域にとどまるであろう。こうした点に関して、周が個人的な見解として将来的には「封筒」の中身を「中央銀行の信用」から「人民銀行の“Comfort Letter”」にしてもよいと述べていることが注目される。これは DC/EP の準備金を部分準備制に変更する可能性を示唆したものであろう。将来的に DC/EP の普及が銀行預金の担ってきた部分にまで進むのであれば、発行業種によって選択的に準備率を変更し、特に商業銀行に対して部分準備制を導入することも検討が必要である。

3 DC/EP の普及と影響

DC/EP は「中央銀行の信用」であるとともに、商業銀行やキャッシュレス決済企業等が窓口として活用されることで、〈直接的・間接的な信用〉という点では普及を妨げるものはない。

発行後には追跡不能の中央銀行券と異なり、電子決済手段として、DC/EP によって行う取引はすべて記録され、中央銀行からの追跡が可能である¹²²。中央銀行は発行される DC/EP の流通状況を調査し、より正解な貨幣政策の制定に活用できる。また、その追跡可能という点は、マネーロンダリング等違法利用の防止等の面でも活躍できる。

¹²² オフライン決済の場合、その取引の内容も NFC デバイスに記録され、追跡ができる。

決済に伴う情報の集積という点において、現状の Ali-pay らの独占的な状況から、DC/EP の発行企業として同等な立場となり、商業銀行も消費者金融領域で、キャッシュレス決済企業と平等な競争が可能となる。

多数のキャッシュレス決済ツールが林立し、相互の送金等ができない現在の中国では、販売業者は各種のキャッシュレス決済ツールを対応するために、複数の支払方式を提供しなければならない。その林立するキャッシュレス決済ツールを統一することができれば、利用者にとっても利便性が向上する。

だが、QR コードによる支払指図の方法が普及し、ただ一枚の QR コードを印刷することだけでも導入が可能となっており、すでに導入費用は大きい負担とは言えない。しかも、現状でも人民銀行から 100%の預託金を要求されている点では DC/EP に移転する難易度は高くないとはいえ、決済業務を通じた情報の集積といった優位性を喪失しかねない DC/EP への参加をキャッシュレス決済企業が積極的に選択するとは限らないであろう。

DC/EP の導入には、Alibaba 等の巨大なプラットフォームに対する人民銀行による規制や管理の意義があり、それらの企業の経営に影響するのは避けられないであろう。

終わりに

DC/EP は、新型の決済ツールとして、従来の銀行預金や中央銀行券等決済手段と比べて、その利便性が高い。ただし、DC/EP の普及は、銀行の外部での電子決済を含めたデジタル技術に基づく金融の進展を人民銀行の管理下におくものではあるが、CBDC と同様に商業銀行の与信能力にマイナスの影響を与える可能性もある。

中央銀行は DC/EP の発行を通じて、より正確な決済データを手に入れることができる。中央銀行券の場合、中央銀行はどのくらいの銀行券が市中で流通しているのかは知りえない。その流通中の中央銀行券は、決済手段として機能しているのか、あるいはただ価値の保存手段として利用者の財布にあるのか、把握できない。DC/EP は電子化された決済手段として、そうしたデータの把握を進め、より正確な貨幣政策と金融政策の採用につながることを期待される。また、決済に関わるビックデータのあり方に大きな影響を与える可能性もある。無論、DC/EP は導入の初期段階であり、システムの構造や将来の普及に関してはまだ多くの不確定性が存在する。その将来の発展に注目する必要がある。

参考文献：

- 雨宮正佳 [2019] 「日本銀行はデジタル通貨を発行すべきかー『ロイター・ニュースメーカー』における講演」 2019年7月5日
—https://www.boj.or.jp/announcements/press/koen_2019/ko190705a.htm/
- 相澤幸悦 [2021] 「高度情報化社会における金融システム」『季刊・経済理論』第58巻第2号
- 岩井克人 [1985] 『ヴェニス商人の資本論』筑摩書房
- 岩井克人 [1999] 「電子マネーの貨幣論」西垣通・NTTデータシステム科学研究所編『電子貨幣論』NTT出版
- 大内力 [1978] 『信用と銀行資本』東京大学出版会
- 川合一郎 [1974] 『管理通貨と金融資本』有斐閣
- 川合研 [2009] 「商業銀行の機能ー決済と金融仲介」『桃山学院大学経済経営論集』第51巻第2号
- 木下信行、日向野幹也、木寅潤一 [1997] 『電子決済と銀行の進化』日本経済新聞社
- 小栗誠治 [2010] 「中央銀行券の債務性と政府紙幣の特質に関する研究」滋賀大学経済学部 Working Paper No.126
- 鈴木勝男 [2007] 『信用論・恐慌論の研究』梓出版社
- 朱永浩 [2019] 「中国におけるキャッシュレス化の現状と課題：O2Oマーケティングの可能性」『ERINA report plus』（環日本海経済研究所）146, 9-15,
- 趙瑋琳 [2018] 「中銀が規制強化の動き」『エコノミスト』Vol196, No39 毎日新聞出版社
- 趙彤・水ノ上智邦 [2020] 「中国の新興決済機構のイノベーション」『東アジアへの視点』（アジア成長研究所）31(1), 34-53,
- 竹内晴夫 [1997] 『信用と貨幣』御茶ノ水書房
- 竹内晴夫 [2013] 「電子マネーの新展開と電子マネー貨幣論争」勝村努・中村宗之編著『貨幣と金融ー歴史的転換期における理論と分析』社会評論社
- 建部正義 [1997] 『貨幣・金融論の現代的課題』大月書店
- 田中英明 [2017] 『信用機構の政治経済学』日本経済評論社
- 田邊宏典 [2018] 「中国でのキャッシュレス動向」『ファイナンス』Vol. 54 No. 7 2018年10月
- 李曉黎 [2021] 「キャッシュレス決済の本質ー信用論からの分析ー」『季刊・経済理論』第

58 卷第 2 号

- 西川元彦 [1984] 『中央銀行—セントラルバンキングの歴史と理論』 東洋経済新報社
- 山口重克 [1984] 『金融機構の理論』 東京大学出版会
- 山口重克 [1985] 『経済原論講義』 東京大学出版会
- 山口重克 [2000] 『金融機構の理論の諸問題』 御茶ノ水書房
- 山口重克 [2006] 「電子マネーの貨幣論的考察」『流通の理論・歴史・現状分析』 中央大学出版部
- 館龍一郎・浜田宏一 [1972] 『金融』 岩波書店
- 吉田暁 [2002] 『決済システムと銀行・中央銀行』 日本経済評論社
- 楊晶晶 [2020] 「中国の法定デジタル通貨」中国金融市場—野村総合研究所—金融イノベーション研究部 2020 年 3 月
- 金融制度調査会 [1997] 「電子マネー及び電子決済に関する懇談会」の報告書
- 日本銀行 [1999] 「電子決済技術と金融政策運営との関連を考えるフォーラム」中間報告書
- 日本銀行決済機構局 [2014] 「わが国の決済システムの概要と潮流」
—https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/kessai_sg/siryoku/20141029/01.pdf
- Alibaba Group [2019] 「天弘余额宝货币基金 2019 年半年度报告」2019 年 6 月 30 日
—https://pdf.dfcfw.com/pdf/H2_AN201908241345011245_1.pdf
- Alibaba Group [2020] 「Alibaba Group Announces December Quarter 2019 Result」2020 年 2 月 13 日
—<https://www.alibabagroup.com/en/news/article?news=p200213>
- FORWARD THE ECONOMIST [2019] 「2018 年第三方支付行业市场结构和发展趋势分析 线下消费移动支付占比有望提升」2019 年 2 月 20 日
—<https://www.qianzhan.com/analyst/detail/220/190220-35dbec6d.html>
- iResearch 「中国第三方支付市场数据发布报告」2020 年 6 月 29 日
—<http://report.iresearch.cn/report/202006/3601.shtml>
- 蒋軍 [2020] 「第三方支付机构加强客户备付金内控管理的对策分析」『财会学习』 2020 年 12 期
- 賈斯曼 [2016] 「2016 年双 11 收官 阿里巴巴平台交易额达 1207 亿元」2016 年 11 月 12 日
—http://tech.cnr.cn/techgd/20161112/t20161112_523260816.shtml
- 盛松成 [2014] 「余额宝与存款準備金管理」『金融時報』2014 年 3 月 19 日 第二版

穆長春 [2019] 「央行数字货币的设计与架构」 金融四十人論壇 2019 年 8 月 23 日

周小川 [2020] 「DC/EP、e-CNY、CBDC 三者の関係」 2020 年 12 月 2 日

—https://www.sohu.com/a/435752549_120873674

趙国華 趙子薇 [2021] 「DC/EP 和 Libra 两种数字货币的比较与发展前景探析」 北方金融 2021 (02)

Marx, Karl [1894] *Das Kapital*, III in *Marx-Engels Werke*, 25 Dietz Verlag, 1964. (岡崎次郎訳『資本論』国民文庫、1972 年)

XueQiu.com [2011] 「支付宝」 2011 年 8 月 22 日

—<https://xueqiu.com/5457416114/20367010>

人民銀行「货币当局资产负债表 Balance Sheet of Monetary Authority 2018 年～2020 年」
より—<http://www.pbc.gov.cn/diaochatongjisi/>

人民銀行「中国人民银行办公厅文件——中国人民银行办公厅关于支付机构客户备付金全部集中交存有关事宜的通知」 2018 年 6 月 30 日

—<http://upload.xinhua08.com/2018/0630/1530334981569.pdf>

日本クレジット協会「クレジットカード発行枚数調査結果の公表について」 2020 年 11 月 30 日

— https://www.j-credit.or.jp/information/statistics/download/toukei_inumber_a.pdf